

# 令和5年度第2回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会

日時：令和5年11月22日（水）14時～16時

場所：市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

## ■ 次 第 ■

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) パブリックコメント実施結果の公表について 資料1
  
- (2) 第5期横浜市地域福祉保健計画評価方法について 資料2・3
  
- (3) 第5期横浜市地域福祉保健計画 原案（案）について 資料4・5

### 3 報 告

- (1) 区地域福祉保健計画策定・推進指針の進捗について 資料6

### 4 閉 会

#### <委員会配付資料一覧>

- 令和5年度第2回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 次第
- 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員名簿・事務局名簿
- 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱
- 第5期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメント実施結果について (資料1)
- 第5期横浜市地域福祉保健計画 第3回評価検討会 報告 (資料2)
- 第5期横浜市地域福祉保健計画 評価について (資料3)
- 第5期横浜市地域福祉保健計画原案（案） 素案からの主な修正について (資料4)
- 第5期横浜市地域福祉保健計画 原案（案） (資料5)
- 区地域福祉保健計画策定・推進指針検討会の進捗報告について (資料6)

#### 【今後の予定】

- 3月 第1回 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会

# 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

改 正 令和 5 年 3 月 22 日 健福第 1700 号（局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

## （担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。
- (4) その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

## （組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 福祉保健活動を行う者
- (3) 社会福祉事業を経営する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

## （任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

## （委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(懇談会)

第11条 健康福祉局長は、特に必要があると認めるときは、専門事項について助言を求めるため、懇談会を置くことができる。

2 懇談会の委員は、学識経験者等とする。

3 懇談会の委員は、健康福祉局長が依頼する。

4 懇談会は非公開とする。

(庶務)

第12条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

- 4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱(平成20年2月4日制定)は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

- 5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領(平成20年2月4日制定)は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和6年度を始期とする第5期計画の評価から適用し、以前の計画については、適用しないものとする。

# 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

【任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日】

(敬称略)

◎委員長 ○職務代理者

|    | 委員名                  | 所 属   | 分 野                   |
|----|----------------------|---|-----------------------|
| 1  | アリモト アズサ<br>有本 梓     | 横浜市立大学大学院医学研究科地域看護学分野<br>教授                           | 学識経験者（保健）             |
| 2  | イクタ ジュンヤ<br>生田 純也    | 横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会<br>地域ケアプラザ分科会 会長<br>横浜市踊場地域ケアプラザ 所長 | 地域ケアプラザ               |
| 3  | ウチダ ヒサユキ<br>内田 元久    | 横浜市身体障害者団体連合会 副理事長                                    | 障害分野関係者               |
| 4  | ウチノ海 ヒロシ<br>内海 宏     | 株式会社 地域計画研究所 所長                                       | 地域まちづくり関係者            |
| 5  | ウノ マサキ<br>宇野 雅紀      | 市民公募委員  | 市民委員                  |
| 6  | コバヤシ マサル<br>小林 政晴    | 横浜市民生委員児童委員協議会 理事                                     | 民生委員児童委員協議会           |
| 7  | コミヤマ シゲル<br>小宮山 滋    | 横浜市社会福祉協議会 理事   | 社会福祉協議会               |
| 8  | サエキ ミカ<br>佐伯 美華      | 幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター<br>(地域学校協働活動推進員)                 | 学校・地域連携関係者            |
| 9  | サウ ウシオ<br>佐藤 潮       | 横浜市町内会連合会 幹事  | 自治会町内会関係              |
| 10 | シオダ シンイチ<br>塩田 良英    | 港南区シルバークラブ連合会 会長                                      | 高齢分野関係者               |
| 11 | ツルミ フコ<br>鶴見 伸子      | 横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事                                    | 障害分野関係者               |
| 12 | ◎ ナカタ シンヒコ<br>名和田 是彦 | 法政大学法学部 教授  | 学識経験者<br>(コミュニティ)     |
| 13 | ○ シオ アツシ<br>西尾 敦史    | 愛知東邦大学人間健康学部 教授                                       | 学識経験者（福祉）             |
| 14 | フクモト マサミ<br>福本 雅美    | 戸塚区地域子育て支援拠点とつとの芽 施設長                                 | 子育て分野関係者              |
| 15 | ホシ ツトム<br>星 勉        | 公益社団法人神奈川県社会福祉士会<br>権利擁護・成年後見事業部ばあとなあ神奈川<br>運営委員長     | 成年後見関係者               |
| 16 | ホンジュク タケン<br>本宿 剛志   | 金沢区生活支援センター 愛&あい 施設長                                  | 障害分野関係者               |
| 17 | マシコ マチコ<br>増子 眞智子    | 横浜市保健活動推進員会 鶴見区会長                                     | 保健活動推進員               |
| 18 | ミノ ナツル<br>氷野 千鶴      | 一般社団法人横浜市医師会 常任理事                                     | 医師会                   |
| 19 | ヤマダ ヒデト<br>山田 秀人     | 市民公募委員  | 市民委員                  |
| 20 | ヤマノウエ ケイコ<br>山野上 啓子  | 特定非営利活動法人<br>市民セクターよこはま 監事                            | NPO・市民活動団体等<br>中間支援組織 |

<臨時委員>

|   |                    |                        |       |
|---|--------------------|------------------------|-------|
| 1 | クボタ シンアキ<br>久保田 充明 | 一般社団法人横浜市薬剤師会 副会長      | 薬剤師会  |
| 2 | サカモト ヨウコ<br>坂本 揺子  | 一般社団法人横浜市歯科医師会<br>常任理事 | 歯科医師会 |

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会事務局名簿

|    | 氏名     | 所 属                           |
|----|--------|-------------------------------|
| 1  | 佐藤 広毅  | 健康福祉局長                        |
| 2  | 内田 沢子  | 健康福祉局 地域福祉保健部長                |
| 3  | 江塚 直也  | 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課長          |
| 4  | 星野 普   | 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 担当係長      |
| 5  | 土田 妃斗美 | 同 担当係長                        |
| 6  | 小森 武信  | 同 担当係長（権利擁護）                  |
| 7  | 岡本 玲子  | 同 計画担当                        |
| 8  | 河口 友美  | 同 計画担当・権利擁護担当                 |
| 9  | 木内 啓介  | 同 計画担当                        |
| 10 | 新井 隆哲  | 健康福祉局 生活福祉部 生活支援課長            |
| 11 | 野村 拓   | 健康福祉局 生活福祉部 生活支援課 生活困窮者支援担当係長 |
| 12 | 鈴木 大輔  | 同 自立支援担当係長                    |
| 13 | 千野 桃子  | 同 生活支援係                       |

<オブザーバー>

|    |        |                      |
|----|--------|----------------------|
| 1  | 原田 正俊  | 横浜市社会福祉協議会 事務局長      |
| 2  | 河原 大   | 同 総務部長（企画部長兼務）       |
| 3  | 若林 拓   | 同 企画部 企画課長           |
| 4  | 大川 陽子  | 同 企画部 企画課            |
| 5  | 木下 奈津子 | 同 企画部 企画課            |
| 6  | 池田 誠司  | 同 地域活動部長             |
| 7  | 森下 幸   | 同 地域活動部 地域福祉課 担当課長   |
| 8  | 藤盛 智子  | 同 地域活動部 地域福祉課        |
| 9  | 八木 克賢  | 横浜生活あんしんセンター 事務長     |
| 10 | 中村 明子  | 健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課長 |
| 11 | 高木 美岐  | 健康福祉局 総務部 企画課長       |
| 12 | 小河内 協子 | 市民局 地域支援部 地域活動推進課長   |

## 第5期横浜市地域福祉保健計画素案に係るパブリックコメント実施結果について

本市では、第5期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施しました。この度、実施結果と提出された御意見への本市の考え方をまとめましたので公表いたします。市民の皆様から、貴重な御意見・御提案を賜りまして、誠にありがとうございました。

### 1 実施概要

#### (1) 実施期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

#### (2) 周知方法 素案冊子 8,073部、リーフレット 11,882部

##### ア 素案冊子の配布 計 319か所

区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市民情報センター、地域子育て支援拠点等

##### イ 関係団体等への説明 計 89か所

市・区町内会連合会、市・区民生委員児童委員協議会、区社会福祉協議会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、地域子育て支援拠点連絡会、横浜市保健活動推進員会 等

##### ウ 広報

市ウェブサイト、広報よこはま、はまインフォ（LINE・SmartNews）等

### 2 実施結果

#### (1) 意見総数

総計 170件 97人・団体からの意見

#### (2) 提出方法の内訳

電子申請 44人・団体、電子メール 11人・団体、FAX 3人・団体、郵送 25人・団体、その他 14人・団体

#### (3) 内容別意見数

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 計画全体に関すること                    | 47件   |
| 推進のための取組に関すること                | 72件   |
| （1 身近な地域で支えあう仕組みづくり）          | (27件) |
| （2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり） | (33件) |
| （3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進）        | (12件) |
| その他（個別分野の福祉施策へのご意見等）          | 51件   |
| 合 計                           | 170件  |

#### (4) 提出された意見への対応の考え方

|   |      |
|---|------|
| (1) 御意見を踏まえ、原案に反映したもの                   | 26件  |
| (2) 御意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの | 27件  |
| (3) 今後の検討の参考とさせていただくもの                  | 80件  |
| (4) その他（質問・感想等）                         | 37件  |
| 合 計                                     | 170件 |

### 3. いただいたご意見及び対応分類一覧

#### 計画全体に関すること

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|--|------|---|
| 1  | 全体的に和暦と西暦が混ざっているが、役所もそろそろ西暦で統一してはどうか？  | ①    | 和暦と西暦を併記する等わかりやすく修正しました。  |
| 2  | 54ページに推進体制が書かれているが、会議だけでは推進できないのではないか？検討体制なのでは？その後ろの推進の視点も「みんなで協力しよう」という声かけだけではないか？みんなで進めるなら市民は何をしなくてはいけないのか？                          | ①    | 「推進体制」について、具体的な推進方法を記載しました。   |
| 3  | 第5期計画が今までの計画とどう違うのかがわからない。どういった違いがあるのか？リーフレットではそのあたりの違いはわからない。最終的にわかるように掲載してほしい。   | ①    | 「第4期計画の振り返りと第5期に向けた課題」について、4期計画の最終評価を踏まえて更新し、第5期市計画で打ち出していくものを記載しました。 |
| 4  | シルバークラブの記載が少ないシルバークラブは第一線で見守り、支えあいを組織的にやっている。毎日のように地域の支えあいを実践している。老人クラブの表現がないと張り合いがない。日ごろみんなで汗をかいて活動している。                              | ①    | 老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。                             |
| 5  | 資料が多い。ポイントを絞ってほしい。一般の人が読みやすい冊子にしてほしい。  | ①    | 計画完成時には、わかりやすい概要版の作成を予定しています。   |
| 6  | 文章は素晴らしく良いのですが、多すぎてわかりづらい。市民に浸透するためにはどうしたら良いか。   | ①    | 計画完成時には、わかりやすい概要版の作成を予定しています。   |
| 7  | 今後進めていく上で、具体的な取り組みを示して成果を知らせて欲しい。~を推進したとか連携を進めた、とかではなく。  | ①    | 計画の評価方法について記載しました。結果を公表します。   |
| 8  | データと現状・課題が結びついている方がわかりやすいと思います。  | ①    | 計画原案では、「第2章 統計データからみる横浜市の状況」に現状・課題の説明を加えました。                          |
| 9  | 第5期横浜市地域福祉保健計画の理念や取り組みについて考え方はいいと思います。一般の市民に広く知ってもらったほうがいいと思います。若い世代にも届くように啓発を工夫して欲しいです。   | ①    | 計画完成時には、わかりやすい概要版の作成を予定しています。   |
| 10 | 5期の計画全体の具体的な目標をできるだけ具体的な姿でお教えてください。  | ①    | 3つの「目指す姿」に向けたロジックモデルを記載しました。  |
| 11 | 老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」を三大活動に掲げ、友愛事業では、見守り訪問や地域での「居場所・たまり場事業」を行うなど、地域ケアの一翼を担う取組を行っていることから、厚労省の地域ケアの資料と同様に、地域福祉保健計画においても記載されることが必要であると考えています。 | ①    | 老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。                             |

#### 【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|--|------|---|
| 12 | 大都市横浜の地域福祉保健に関することを、このように具体的にシンプルな言葉を使ってまとめてくださってありがとうございます。<br>目指す姿の1・2・3が、市民各々「ありたい姿」になると良いと思います。<br>第5期計画では多様性の部分でしょうか、「インクルーシブ」の単語が出てくるといいなと思います。インクルーシブはまだ日本にとってはなじみのない単語ですが、学校で使われる「分ける」「分けない」の意味ではなく、本当のところは人々の心の中に「認めあい」「共に」という気持ちがそなわっているところから始まると思っています。ご検討ください。   | ①    | SDGSと地域福祉保健計画の関係性に関するトピックでインクルーシブの言葉を記載しました。  |
| 13 | 子どもたちにとっても暮らしやすい地域になるような計画にしてほしいです。  | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |
| 14 | 基本理念については大賛成で、私も民生児童委員や市民後見人としての活動をしています。ただいつも思うことは「誰もが」という一言です。実際には困っていることを出さずに孤立している方がたくさんいます。個人に対してどれだけ声をかけてよいかはいつも悩みますし、そんな人に限ってひきこもっている傾向があり、なかなか実態をつかめず心配しています。「認めあい」「つながり」「ともに」は充分理解できますが、その前にこの土俵に乗るための手立てを考えてもらうことは可能でしょうか。特に社会からのかかわりを避けているが、実際には困っている方は多くいると思います。自己申告しないと助けてもらえないような気がしてなりません。  | ②    | 同様の課題認識です。難しい問題ですが地域の方々や関係機関と一緒に考えて行くことが必要であり、そのための計画だと考えます。計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。 |
| 15 | 昔、計画に携わっていた者です。この素案をケアプラザの窓口で手に取り拝見しました。関係各位のご尽力に感謝いたします。内容は市民の多くが笑顔になるためのきめ細かな目指す姿があげられており非の打ち所ないと感じました。ただ、残念な事として、この計画の周知がまだまだ関係者のかかる範囲でしかないと感じます。日頃、ケアプラザを拠点として、ボラや趣味活動を行っていますが、このような計画のことは殆ど触れられていません。末端の市民にまでいかに届けられるか今ひとつ工夫をお願いします。具体的には社協やケアプラザ地域に属している活動のメンバーにまで伝えられる方法はないでしょうか。上部の代表者の会への伝達だけでは各活動メンバーまでは周知は難しいようです。メンバーまでは周知は難しいようです。窓口で手に取る方が多くなることを祈っています。 | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。また、代表の方だけでなく、所属する方々も含めた周知が進むよう検討いたします。                       |
| 16 | 計画はいつも素晴らしい。そして実行に際しても行政を始め、協力者、協力団体等、福祉関係者、地域の支援者も一生懸命取り組む。しかし、毎回感じることはそれでも「つながり」は改善されない。「つながり」を否定する人が多くいる自治会に加入しない人、声をかければ「誰にも干渉してほしくない」と拒絶する人。こうした人へは、どのように対処すれば良いのか。自己責任と言ってしまふのは簡単。悩みはつきない。   | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |
| 17 | 取組はわかるが、こうした取組を進める自治会が高齢化や担い手不足で進められないのではないか。その点の改善が必要では   | ②    | 同じく、人材の確保については喫緊の課題と考えています。   |
| 18 | この市計画が区計画策定の時に参考になる。また市計画から区計画のトップダウンではなく区計画の積み上げが市計画だと思っている。  | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|--|------|---|
| 19 | 「認め合い」「つながり」「ともに」というキーワードは日頃の活動を通して、うちの地域(区)でまさに大切な考え方だと感じる  | ②    | 目指す姿にご賛同いただきありがとうございます。計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。                       |
| 20 | 多様性に、LGBTやひきこもり、外国人など幅広い市民を意識した計画案は、市民としても納得のいく計画だと思いました。また、横浜は障害への取り組みが他の市町村より進んでいると聞いています。私達の意見を反映して、子ども世代につながる道標の計画になるといいと思います。   | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。                                 |
| 21 | 目の前の一人をたすけられなければ、誰も助けることはできない。という考えで進めていただきたいです。   | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。                                 |
| 22 | 所属する会には幼児からおよそ50歳代まで、幅広い年齢の障害のあるお子さんを持つ親おられます。自分の老後や亡き後、親しんだ土地で安心して我が子がくらしていくこと、それを心から望んでおります。どうぞよろしく願いいたします。  | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。                                 |
| 23 | 横浜市が計画を立て取り組んでいくのだとわかる。市民として何が出来るのかを考えたい。基本理念や目指す姿は大事だと思うが、目次からはどこに記載されているのかわかりづらい。目立たせても良いのではないかな。  | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 24 | 役員とかではありませんが、自治会などの活動には参加させていただいてます。しかし、この地域福祉保健計画の事は聞いたことがありません。一般の住民もできることを考えた方が良くと思います。もっと周知してはどうでしょうか？   | ③    | 多くの方にご覧いただき、参加いただけるよう市計画・区計画・地区別計画の周知を進めてまいります。                       |
| 25 | 大切な計画だと思うけど文字が多すぎるので、見やすく分かりやすくすることが大切だと思います。言葉遣いも知らない人には不親切だと思うところがあります。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 26 | 「計画」とは何時迄に、何を、どの様に進めるのか決めて実行するのが一般的です。残念ながら本計画には具体的な数値や目標が全く記述されていません。ただ願望を沢山羅列しただけに見えます。具体的な目標を立てて、実行し、出来た事・出来なかった事を真摯にレビューして次に繋げることをお勧めします。皆さん頑張っても時間と労力の無駄にならぬよう、是非「具体的な目標設定」をお願いします。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 27 | 現在第4期を進めている最中。現在の取組をまず大切にすべき。第5期の話をするのは早すぎる。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 28 | こんなに大事な計画なんだから、なんでもネットというけれど、表紙の内容を充実させてQRコードつけた表面1枚のチラシやポスターをたくさんつくって配布すればいいのでは？  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 29 | 区役所から自治会に依頼される委嘱員について、概要の説明はあったが、会議が平日なのか昼間なのかが表示されないで誰に頼めばよいか苦慮する。あらかじめわかることは出してほしい   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|--|------|---|
| 30 | 広報配布を地域の中の作業所に頼んだ。区から直接経費をそちらに支払ってほしいとお願いしたが区から断られた。地域も苦しい中、いろいろ工夫をしているので役所も考えてほしい   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 31 | 精神障害に関する計画、障害者プラン等ともっと関係を密にしてほしい   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 32 | 社協は規模が大きくなって事業が増えたが、顔が見えなくなった。計画を作るだけでなく精神に関する取組を進めてほしい  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 33 | 課題は、文章だと平面に感じるので、実際の声のように書くことと実感として伝わってくると思います。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 34 | 取組は、市と市社協のみが書いてあり、市民活動が外されているように見えます。地域やNPOの活動も扱い、市民全員で地域づくりを進めていくことが伝わる内容になってほしいです。   | ③    | 取組については、市民の皆さまをはじめ各関係機関等と一緒に進むものと考えます。その取組が進むよう、市・市社協において支援を進めてまいります。 |
| 35 | 5章推進体制推進体制の具体的目標とスケジュールをお教えてください。現時点での案でも結構です。また、予算もお教えてください。それから、これまでの取り組みとは違う新たな取り組みをお教えてください。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 36 | 今回の考え方や方向性ややるべきことは大賛成ですが、具体策があまり見えません。具体策については、現在も居場所等を運営している「横浜コミュニティカフェネットワーク」などの、地域で活動しているNPO等に意見を聞いていただきたい。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 37 | 断らない相談はどのように実施するのか。担当部署が明確化されていない、対応人員が不十分である中、有言不実行にならない目標を立てる必要がある。それらを担う支援者(国から末端の支援者まで)も互いに尊重し、安心して自分らしく働ける場でもあるべきだと思う。支援者も市民です。平行して住民のひとりひとりが自分らしく、尊厳を持ちながら互いに支え合える地域が実現する努力が必要なのも理解している。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 38 | 自分の家の近くは高齢者ばかり。若い人もいるけどつながりはあまりない。<br>高齢者の人達も助けが必要な人ばかりだから、難しい。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 39 | 地区社協会長には、連長から情報提供するのか  | ④    | 区社協や民児協経由でも情報提供させていただきます。   |
| 40 | 地区社協には(パブリックコメントの)説明・依頼しないのか   | ④    | 地区社協分科会で説明・依頼予定です。  |
| 41 | 認知症の徘徊への対応は計画に入っているか?  | ④    | 主に1の「身近な地域で支えあう仕組みづくり」のなかで、地域での見守りなどとして記載しています。                       |
| 42 | 冊子に薬局や薬剤師という単語は何回出てくるのか?   | ④    | 薬局という単語は出てきませんが、関係機関や団体の一つとしてかかわっていただいているという認識です。                     |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|--|------|---|
| 43 | 地域福祉のことがメインの計画という認識で良いか？具体的な健康課題への対応については別の計画に書かれているということで良いか？ | ④    | 横浜市の地域福祉保健に関する計画です。具体的な健康課題への対応などについては、「健康横浜21」などで計画しています。  |
| 44 | 区計画と市計画との関係はどのようになるのか  | ④    | 素案冊子の8ページ「市計画・区計画・地区別計画の関係」に記載のとおり、区計画、地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。 |
| 45 | 市計画が出るのが遅いのではないかと区計画との計画期間はずれているのか                             | ④    | 市計画は、区計画・地区別計画に2年先行して作成されています。  |
| 46 | 市計画の内容に合わせて区計画の内容を変える必要があるのか                                   | ④    | 素案冊子の8ページ「市計画・区計画・地区別計画の関係」に記載のとおり、区計画、地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。 |
| 47 | 福祉に関しての関心が薄くなっている。   | ④    | 計画の推進を通して多くの方に福祉に関心を持っていただけるよう、市民の皆さま、関係機関の皆様とともに取組を進めてまいります。   |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

推進のための取組に関すること(1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり)

| No | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方   |
|----|---|------|--|
| 48 | <p>15ページ単身世帯の増加について<br/>統計データから見る横浜市の状況で、単身世帯の増加が報告されています。22ページ推進の視点では、「一人ひとりの暮らしに着目して支える」を掲げています。巷では、いわゆる「身寄りなし問題」「お一人様問題」が盛んに言われています。それにも関わらずこの福祉保健計画では、34ページでエンディングノートやあんしんノート等、終活支援、任意後見制度等の自己決定の後押しをする取組の推進と触れるのみです。単身世帯の増加を「身寄りなし問題」の提起として捉え、正面から取組むべきではないのか。<br/>理由:身元保証がなければ、施設入所できない、アパート契約できない、入院できないといった問題が起きています。医療同意、金銭管理、死後対応等が課題となっています。国会では、孤独・孤立対策推進法案が審議されています。これまでの社会設計は、家族のいることを前提にしていたのではないだろうか。「身寄りなし問題」「お一人様問題」は、まさしく福祉保健の社会問題であり、第5期福祉保健計画策定でも早急に取り組むべき施策に位置付けるべきではないか。</p> | ①    | <p>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/><b>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</b></p>                  |
| 49 | <p>27ページ身近な地域で支えあう仕組みづくりの全体の方向性について<br/>全体の方向性について、「また高齢化の進展等を見据えて権利擁護を推進するとともに」は、「また高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに」としてはどうか<br/>理由:次に続く&lt;取組&gt;の連携強化・ネットワーク構築や人材育成／体制強化、交流の場の充実の中に認知症や障害のある人とあるからです。また、認知症や障害のある人への取組を権利擁護推進と一括りにするのはなく、生活困窮、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー、子育て支援と横並びで具体的(見える化)にしておくべきではないか</p>   | ①    | <p>4章1【全体の方向性】に追加<br/>また高齢化の進展等を見据えて<b>認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに</b>…そのご家族への支援などにも取り組みます。</p> |
| 50 | <p>34ページ区協議会(成年後見サポートネット)を基盤とした地域における関係機関同士のネットワークの構築について<br/>各区の成年後見サポートネットで行っているのは、単なる事例検討の域を出ず、ネットワーク構築で成年後見サポートネットを基盤とするとは、いささか実態と乖離しているのではないか。真の地域連携ネットワーク構築を主導するのは、個別事例で支援に関わる地域包括支援センターや基幹相談支援センター等でなければなりません。<br/>理由:個別事例支援に機能していない成年後見サポートネットにこだわっているのは、横浜市の独自色を出したいためと言わざるを得ません。横浜市で成年後見制度相談支援機関に位置付けられているのは、区役所の高齢・障害支援課、市社協、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターです。それら機関を中心に据えて、机上論ではない個別事例支援に機能する地域連携ネットワークを構築してください。私たち(法人後見実施団体)は、実際にそのように地域連携ネットワークを構築しています。</p>                               | ①    | <p>4章1(3) 取組 連携強化・ネットワークに追加<br/><b>相談支援機関を中心とした、本人に寄り添った身近な地域での権利擁護支援チームの形成</b></p>          |
| 51 | <p>34ページ権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援について<br/>「権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援」を「権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターの機能強化」としてはどうか<br/>理由15ページ統計データから見る横浜市の状況で単身世帯の増加が指摘されています。あっちこちで「身寄りなし問題」が叫ばれています。横浜市ではどうでしょうか。それへの対処の施策の一つは、区社協あんしんセンターが実施する日常生活自立支援事業ではないのか。日常生活自立支援事業の以前の名称は、地域福祉権利擁護事業でした。成年後見制度利用促進法の目的は、地域共生社会の実現です。今、地域での区社協あんしんセンターの存在意義が問われています。また区社協は、成年後見制度利用相談支援機関の一つに位置付けられています。現状を見るとその機能強化が必要ではないか。</p>   | ①    | <p>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/><b>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</b></p>                  |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方   |
|----|--|------|--|
| 52 | <p>横浜市成年後見制度利用支援事業(申立費用助成、後見人等への報酬助成)の充実・推進を!〜お金のない人でも安心して利用できる制度の運用を〜</p> <p>低所得の高齢者や知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、国の第二期基本計画において市町村によって実施・運用状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘があります。国のKPIでは、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討するよう求めています。横浜市においても財政的な問題も多々あるかと思いますが、本人申立や親族申立の申立費用及び親族後見人も含めた後見人への報酬、後見等監督人や審判前の保全処分申立で選任された財産管理人への報酬も利用支援事業の対象とすること、生活保護受給者以外の低所得者(ボーダー層)も対象とするなど、可能な限り申立費用や報酬の支払いが困難な人も対象となるよう、対象要件や基準、助成範囲の見直しを抜本的に図ってもらうことを期待します。また、成年後見制度利用支援事業の内容や実施要綱(申請書類のダウンロードを含む)等についても積極的に市のホームページ掲載等により幅広く周知・広報を図ってほしいと思います。</p> | ①    | <p>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加</p> <p><b>・成年後見制度利用支援事業における、本人・親族申立の際の費用の検討及び報酬助成についての検討&lt;市・市社協&gt;</b></p> |
| 53 | <p>33ページ身近な地域における総合的な権利擁護の推進について</p> <p>南足柄市社協では2021年度から、①みまもりサービス、②入院・入所時支援サービス、③保証サービス、④死後事務手続きサービスを行っています。横浜市においても同様の施策をご検討ください。</p> <p>理由:横浜市においても単身世帯の増加(15ページ)、「身寄りなし問題」が指摘されています。身近な地域における権利擁護の推進には、成年後見制度利用促進を含めた総合的な施策が必要です。素案で挙げている本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなげるための仕組みづくり(35ページ)が必要です。南足柄市社協の行うような施策こそが、今、時代・社会が要請する施策と考えます。</p>  | ①    | <p>4章1(3)取組人材育成・確保／体制強化に追加</p> <p><b>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</b></p>                               |
| 54 | <p>34ページエンディングノートや終活支援等の自己決定の後押しをする取組の推進について</p> <p>横浜市においても、単身世帯の増加(15ページ)が指摘されています。全国各地で取り組まれているエンディングサポートや終活支援を「身寄りなし問題」として、横浜市でも取り組んでください。</p> <p>理由:全国各地で「身寄りなし問題」への取り組みが始まっています。神奈川県下でも、南足柄市社協のアンカーサポートをはじめ、秦野市社協のエンディングサポート、相模原市社協のみまもりエンディングサポート、川崎市社協の終活支援事業等があります。特に大和市では、大和市終活支援条例を作りおひとりさま政策課を設置、行政として取り組んでいます。この素案でも、終活支援(34ページ)や本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなぐための仕組みづくり(35ページ)が掲げられています。何を為すべきかは既に先行自治体が示しています。基礎自治体最大の横浜市でも、早急に「身寄りなし問題」に取り組むべきです。</p>   | ①    | <p>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加</p> <p><b>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</b></p>                             |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方   |
|----|--|------|--|
| 55 | <p>災害による被災者の生活自立までの長きに亘る支援活動(発災時、災害ボランティアセンター運営時、その閉鎖後も)は、被災者に対するアウトリーチによる被災者の状況の把握によるきめ細かな支援を継続的に実施することが必須で、その取り組みには多岐に亘る機関、組織、士業、団体などの連携が必要となる活動であることから、地域福祉保健計画に当然含まれるべき内容と思います。</p> <p>また、災害時要援護者(避難行動要支援者)は、平常時から判明している人たちであることから、平常時から取り組む福祉活動です。</p> <p>そういったことから、第5期地域福祉保健計画に当然入るべき取り組みと考えます。</p>  | ①    | <p>4章2(2) 取組 連携強化・ネットワーク構築に追加</p> <p><u>・災害ボランティアセンターの設置・運営に関する検討やシミュレーション等を通じた、関係機関の連携強化&lt;市・市社協&gt;</u></p> |
| 56 | <p>第4期第5期と地域福祉保健計画が充実していくこと素晴らしいことだと思います。それでもまだフォローできないことがあります。例えば身元保証の問題などはまだ対応し切れていない課題ではないでしょうか。私は地域の民生委員として身元保証の問題で相談を受けました。いつものように区役所の担当につながりましたが、担当から言われたのは、横浜市は制度としてこのことに対応してないのでお答えのしようがありませんと言われました。これを受け今私たちは勉強会を続けています。他都市で独自の取り組みを行っている事例を知りました。皆さんなんとかこの問題に対応しなければと工夫されています。今後ますます高齢化は進み、一人住まいの人は増え、親族との関係を絶つ人が増えると予想されています。横浜市もこの問題から逃げることなく、具体的な取り組みを始めるべきではないでしょうか。横浜市の英断を期待しています。もちろんそこには私たち地域で活動する民生委員も地域全体を支え合う担い手の一人として活動していく覚悟です。</p> | ①    | <p>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加</p> <p><u>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</u></p>                                 |
| 57 | <p>ヤングケアラー同様、ダブルケアについても、もっとお考えいたしたい。</p>   | ①    | <p>ダブルケアについても、全体的に複合的な課題の例の一つとして記載しました。</p>  |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

| No | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|---|------|---|
| 58 | <p>・横浜市の老人クラブ(今年4月現在、1404クラブ、会員数86,670人)は、三大運動である「健康・友愛・奉仕」の活動を積極的に進め、人と人とのつながりを大切に、自分自身の心身の健康にも気を配り、活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。(横浜市老人クラブ連合会HP 理事長挨拶)</p> <p>・三大活動の一つである「友愛活動」は、昭和56年に横浜市が「老人福祉推進員制度」を設け、平成8年に「友愛活動推進員」に名称変更し、平成22年に廃止されるまで、市長から委嘱された「推進員」が、約30年の長い間、訪問、見守りなどの活動に取り組んでいました。その後も、引き続き、老人クラブの三大運動の一つとして、安否確認を含め、①訪問、②見守り、③外出支援・日常生活支援、④居場所・たまり場づくりの4つの活動を市内各地域で行っています。</p> <p>・平成22年度から、市長委嘱の活動ではなく、老人クラブの事業と、位置づけは変わりましたが、友愛活動が地域ケアの一翼を担う活動として行われている事に変わりはありません。</p> <p>・人生100年と言われる中で、今後益々高齢者が福祉の担い手として期待されるとともに、老人クラブの友愛活動も、民生委員や他の地域の方々と手を携えて、支援を必要とする在宅高齢者の暮らしを支えていく事が必要になると考えます。</p> <p>・因みに、厚生労働省の資料「地域包括ケアシステムの構築について」では、老人クラブが自治会、ボランティア、NPOとともに、「生活支援・介護予防」の担い手として位置づけられております。</p> <p>・計画素案では、「地域における健康づくり」の項で、老人クラブをとりあげていただきましたが、老人クラブが行う友愛活動についても、ご一考いただけると幸いです。</p> | ①    | 老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。   |
| 59 | <p>35ページ本人の状況に合わせた的確な権利擁護支援につなげるための仕組み作りについて</p> <p>33ページの現状・課題の中で成年後見制度利用が必要と見込まれるにも関わらず、利用する人はまだ少ない状況ですと指摘しています。なぜ利用が少ないのか。現行制度の問題点もありますが、現場で如実に感じているのは家裁申立への支援がまったく脆弱であることです。申立支援のできている地域包括支援センターもあります。相談支援機関の意識改善と申立支援のスキルアップ研修(35ページ)実施が喫緊の課題です。</p> <p>理由:相談支援機関に相談しても、中核機関(よこはま成年後見支援センター)にたらい廻しにされるだけです。中核機関では膨大な申立書類を交付するだけです。相談者は書類を抱えて戸惑うばかりです。相談者の状況に合わせた的確な繋ぎと家裁申立支援が必要です。</p>   | ②    | 申立支援については、相談支援機関向けに「よこはま成年後見推進センター」において、通年受講可能なオンデマンドでの成年後見制度基礎研修があり、その中で申立書類の作成支援について行っています。また、オンデマンド研修の他にも相談支援機関向け研修を実施しており、市民向けの成年後見制度申立てに関する講習会も実施しています。今後も相談支援機関のスキルアップの取組を行うとともに、必要な支援につながるよう体制強化に取り組めます。 |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|--|------|---|
| 60 | <p>35ページ法人後見を担う団体や新たに法人後見を行う団体等への活動支援について</p> <p>チーム支援で行う法人後見は、ますます有用です。その法人後見支援として行われているのは、市社協主催の年2回のよこはま法人後見連絡会と同じく市社協による法人後見実施団体の情報提供だけです。国では2013年4月から成年後見制度法人後見支援事業を実施し、地方自治体の必須事業としています。国の示している内容で法人後見への活動支援を行ってください。</p> <p>理由：因みに国の示している法人後見支援事業とは、(1)法人後見実施のための研修(2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築(3)法人後見の適正な活動のための支援(4)その他法人後見を行う事務所の立ち上げ支援など法人後見の活動の推進に関する事業特に、法人後見を行う事務所支援(事務所確保、事務所職員確保)などが必要です。</p>   | ②    | 法人後見支援について課題としては認識しており、引き続き国や市内の動向を見据えながら、支援の内容を検討するとともに取組を進めます。  |
| 61 | <p>第5期横浜市地域福祉保健計画(素案)を拝読させていただき、特に、横浜市成年後見制度利用促進基本計画に関わる(3)「身近な地域における総合的な権利擁護の推進」について、いくつか期待したいことを述べさせていただきます。権利擁護支援(成年後見制度利用を含む)を必要としている人の早期発見・対応の仕組み強化に向けた地域連携ネットワーク関係者向けの研修等の充実を!</p> <p>国の第二期基本計画では、「優先して取り組む事項」の一つとして、「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進」を取り上げています。また、「各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充」の必要性も掲げています。早期発見・対応に当たっては、区長申立の担当部署と地域包括支援センターや基幹相談支援機関等との連携・情報共有が行われること、本人の抱える課題の整理がきちんとなされること等が基本であり、早期の段階から情報共有がなされる必要があると考えます。直接相談を受ける地域包括支援センター等の第一次相談支援機関では、ニーズを的確に吸い上げる情報収集力や情報整理力、分析力などの高度なスキルが求められます。また、後見人等の就任を見据えたチーム支援の形成・構築・関係づくりにもつながってくるので、中核機関と横浜市が連携してネットワーク関係者向けの研修等の充実を図っていただくことを期待します。</p> | ②    | 相談支援機関・関係機関向けに、制度の基礎から施策動向を踏まえた実践事例研修、課題別研修など、さまざまな研修を実施しています。国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先して取り組む事項や地域連携ネットワークの構築等について、支援が必要な方が支援につながるよう、引き続き取組を進めます。 |
| 62 | <p>市民力を活かした市民後見人の更なる活用と活躍の場の拡充を!市民後見人の育成については、これまで地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点で進められてきた感があります。横浜市においては新たな地域福祉の担い手として期待される市民後見人の養成を第6期にわたって計画的に進められています。育成してきた市民後見人養成課程修了者の選任も徐々に拡大傾向にあるようですが、まだまだ活躍の場が少ないという指摘や市民後見人としての活動は地域住民による地域課題解決の取り組みであることから、「地域共生社会の実現」のための人材育成や参加支援、地域づくりといった観点で、今後より一層推進していくことが求められていると思います。地域住民が市民後見人として活動できるようにするための更なる支援(例えば、新規受任時の立ち上げ活動助成制度の創設、横浜市情報番組ハナビを活用した市民後見人活動のPR活動など)に加え、市民後見人として選任されない場合でも、成年後見制度の普及啓発活動(広報)や相談活動、見守り活動を行う法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、本人の意思決定支援をサポートするなど、地域において幅広く権利擁護の担い手(人材)として活躍できるようにするための取り組みも今後、積極的に展開・推進していったほしいと思います。以上</p>                 | ②    | 市民後見人の選任については、専門職後見人と市民後見人の受任調整の仕組みを一体化したことにより、受任が徐々に増えてきています。今後、市民後見人養成講座を受講した方が地域福祉の一翼を担う人材として活躍できるよう、普及啓発を行うと共に、検討を進めます。                       |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

| No | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|---|------|---|
| 63 | P30すべての行政や支援機関等、公的資金が入っているところで、自部署の担当領域以外との連携活動を具体的業務として位置図づけて実行していただきたい。   | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |
| 64 | 少数、私を必要という人も要るので、少しでも助ける努力はしていきます。  | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |
| 65 | 支え合う仕組みづくりには、アウトリーチによる伴走支援が欠かせないと思う。行政と多様な機関が見守りあう体制づくりを願う。   | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |
| 66 | 34ページ権利擁護支援事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援について<br>「権利擁護支援事業を実施する」は、「成年後見制度相談支援など権利擁護支援事業を実施する」としてはどうか。<br>理由:ここで言う権利擁護支援事業とは、単に日常生活自立支援事業を指しているのではないか。区社協あんしんセンターは、横浜市の成年後見制度相談支援機関の一つに位置付けられているのですから、もっと成年後見制度相談支援を打ち出すべきです。また、377万都市の横浜市の法人後見が横浜市社協だけでよろしいのでしょうか。18区社協が法人後見を実施することが、市民から待ち望まれ期待されています。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。<br>日常生活自立支援事業を実施する区社協あんしんセンターでは、成年後見制度利用促進の取組として、契約者の成年後見制度への移行促進を中心に取組を進めるとともに、新たな契約を進めていきます。 |
| 67 | 34ページ市「障害者後見的支援制度」について<br>意見2「障害者後見的支援制度」を「後見的支援制度」としてはどうか<br>理由「障害者後見的支援制度」が、障害者在宅手当を廃止し生まれてきたという経緯を承知していますが、弁護士会などからは地域を巻き込んだ優れた意思決定支援の実践と評価されています。昨年9月の国連の障害者権利条約に基づく日本政府への勧告でも、成年後見制度を廃し、意思決定支援制度への転換が求められています。後見的支援制度を障害者中心に、必要な方々が利用できる施策にしていくことはできないものだろうか。若しくは、障害者と同様に「高齢者後見的支援制度」の創出はできないだろうか。それこそが、「身寄りなし問題」に寄与することになるのではないか。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 68 | 34ページ権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援について<br>単身世帯の増加(15ページ)、身寄りなし問題、認知症や障害者など判断能力の低下する人が増える中で、現金管理などを行う区社協の日常生活自立支援事業が注目されています。しかし、待機者が生じていること、煩雑な業務であること、現金取り扱いにリスクがあるなどで従事する生活支援員の負担が増えています。その解決方法の一つとしてキャッシュレス、プリペイドカードの活用を日本総研が提案しています。横浜市でもその導入を検討してはどうか。<br>理由:我が国は、高齢社会が進み2040年には、認知症高齢者が800万人と推計されています。身寄りなし問題が社会問題になっています。現行施策の一つである日常生活自立支援事業の強化が必要です。電子マネー、プリペイドカード活用によって生活支援員の負担が軽減されます。既に兵庫県加古川市と加古川社協ではその実証実験が行われています。横浜市においても、率先してその導入を検討してはどうか。身近な地域における権利擁護の推進(33ページ)には、総合的な取り組みが必要です。身寄りなし問題等の具体的な対策が急がれています。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 69 | NO68と同じ   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |

#### 【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|--|------|---|
| 70 | 関連団体（民生委員）との連携が進まず困っている。誰がどのように進めるのか。民生の活動をオープンにしてもらいたい。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 71 | お互いが助け合うためには合意形成や具体案作成等これまで以上に時間とコストがかかると考えますが、市としてのそのための予算・財源についてお教えてください。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 72 | 身近な地域で支えあう仕組みづくり、人材育成・確保・体制強化の部分で、個別支援級の通学や余暇などの付き添いをきっかけとした身近な地域のつながりづくりとあります。これは、基本ボランティアとなり、なかなか若い人には受け入れられず、人材がありません。個別支援級の支援員についても有償ボランティアであり、1時間500円では、成り手がいません。現在、支援員として活動しておりますが、他の方を紹介したくても皆に断られてしまいます。せめて金額を上げるとか、何らかの方法を考えないと、学校先生自体が潰れてしまいそうで心配です。人数も増えつつある今、早急な対応が必要と感じております。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 73 | 33ページ身近な地域における総合的な権利擁護の推進について<br>2023年6月14日、認知症基本法が成立しています。横浜市成年後見制度利用促進基本計画については、地域福祉保健計画の一部として位置付けられています。認知症基本法に基づく横浜市認知症施策推進計画の策定をこの素案のどこかに明示する必要はないのか。<br>理由：認知症基本法第13条で、市町村認知症施策推進計画策定の努力義務が求められています。国の認知症施策推進基本計画は、これから策定されますがそれを基本に市町村計画策定の努力義務が明らかになっているからです。                      | ④    | 市町村認知症施策推進計画について、横浜市では、認知症基本法の成立前から横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画として、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画と一体的に策定しています。権利擁護に関する内容については、この計画の中でも記載をしています。 |
| 74 | 神奈川県的生活保護利用者が16%程度いて、生活保護こそ受けていないがその前段階の生活困窮者も多いと考えられます。そんな人たちにこそつながりが必要だと考えられ、地域に気軽に行ける敷居の低い居場所が、かなりの数必要と考えますが対策などあればお教えてください。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。ひきつづき生活困窮者自立支援方策を本計画の一部として位置づけ推進していきます。   |

#### 【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他（質問・感想等）

推進のための取組に関すること(2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり)

| No | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|---|------|---|
| 75 | 高齢者の割合が増える中で、「2地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり(1)地域における組織・団体の体制の強化」に自治会町内会の次に老人(シニア)クラブを加え、高齢者に自覚を促す必要があるのではないかと思う。   | ①    | 老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。   |
| 76 | 連携と言っても、民生委員に頼りすぎている感じがします。民生委員のなりても少なく、結局誰にも頼れず、孤立してしまうケースが多い。市民に丸投げしないで欲しいです。   | ①    | 4章2(1) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br>・各種地域活動の負担軽減に向けた支援<市>  |
| 77 | 地域で困っている人に手を差し伸べる、手を伸ばしやすくする政策は良いと思う。しかし、ケアプラザなどでのサロンなどは、住民負担は少ないが出向かなければ知らないものも多い。また、身近な地域の町内会を通しての活動は参加しやすい反面、準備や提供するのが町内会役員や子ども会役員などのボランティア頼み。定年退職しても働いていたり、共働きなどでなかなか地域活動にボランティア参加する人は少ない。会合なども含め拘束時間もあるなか、わずかな謝礼だけで活動をさせるのは時代にそぐわないと思う。誰もが町内会活動に参加できる、参加したいと思える環境整備をしてほしい。顔の見える関係を築いていくための支援が必要。                 | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |
| 78 | 高齢者の一人暮らし、または老夫婦だけの生活者に対しての支援は行われていると思いますが、どうしても民生委員や地区の班長だけが把握しているだけで、困っていることや何かしてほしいことなどを、一軒一軒回って話を聞き、近所の情報などを把握する担当者がいると良いのではないのでしょうか。定年退職後は何もしない方も多いのではないのでしょうか。長年住んでいる地域に貢献する行為としてボランティアを募集してはいかがでしょうか。また各委員会や各町会の班長などがどのような職務を行っているかを詳しく示す広報も必要です。若い人たちは仕事を持っているので平日のイベントなどは出られませんので、若い人たちを有料ボランティアとして募集してください。 | ②    | 同じく、人材の確保については喫緊の課題と考えています。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 79 | 今回の計画の中身は、まさにケアプラザの取組と重複する。2人のコーディネーターを中心にケアプラザとして携わり推進していきたい   | ②    | 市民の皆さまと関係機関がともに計画を推進していけるよう取組を進めてまいります。   |
| 80 | 精神障害の取組は遅れている、こちらから言わないと忘れられてしまう。区役所・区社協・ケアプラザに等とあるがそこに精神の生活支援センターや機関相談センターも入るのだと思うが、一緒に進めてほしい  | ②    | 生活支援センター・機関相談センターを含め、多様な主体の連携を進めていきます。  |
| 81 | 地域の課題に迅速に包括的に取り組むための基盤づくりの方向性がよく練られていると思います。  | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。   |
| 82 | 地域保健活動の推進基盤の整備に、企業の地域貢献活動の推進が含まれています。自治会や民生員などの既存の仕組みは、団体・組織の力が低下してきており、また時代に合っていない部分もあるように思います。NPOも含め民間企業の力を活用した新しい地域基盤の整備が急務だと思います。企業の活動推進をどのように進めるのか、自治会などの既存の組織とどのように連携するのか、具体的な計画が必要だと思います。また、限られた地域資源を効率的に使うことも必要だと思いますので、大学などの教育研究機関との連携による科学的知見を取り入れられる仕組みも必要だと思います。  | ②    | 計画に対するご期待と捉え、計画の推進に向けて着実に取組を進めてまいります。市社協では既に多くの企業からの相談を受け、企業の社会貢献の支援を行っておりますが、個別のご希望や強みに応じたコーディネートを重ねることでノウハウを積み上げていきたいと考えます。 |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

| No | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方   |
|----|---|------|--|
| 83 | 区社協や地区センターに人生相談に対応できる専門的な人を置いてほしい<br>(お金がないと電車やバスに乗って相談に行けない。身近なところで相談に乗ってもらいたい。  | ③    | 身近な地域の相談先としては、区役所・区社協・ケアプラザ等がありますが、様々な相談への対応については課題として認識しており、包括的な支援体制の構築に向けて今後検討を進めてまいります。 |
| 84 | 39ページ地区連合町内会、地区社協、地区民児協等による地域の主体的な取組の立ち上げ・継続・発展を更に支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウの集約と発信について意見7NPO法人よこはま成年後見つばさでは、2018年に地区連合や地区社協、地区民児協等と組んで研修会を実施しているため、同様な企画が展開できます。<br>理由NPO法人よこはま成年後見つばさもNPO法人後見つばも成年後見制度利用促進のため、ミクロ領域(個別事例)、マクロ領域(ソーシャルアクション)の活動だけでなく、メゾ領域である地域との連携、地域への働きかけを重視しており、実施の実績があります。    | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 85 | 43ページ事例・ノウハウの共有について意見8複合化・複雑化した課題の対応事例の共有(43ページ)とあります。既に、行政や地域ケアプラザなどから、事例に基づく後見人の実際の活動や後見人が就いた後の本人の生活がどう変わったか等の研修依頼、実施実績があり、同様な企画を展開することができます。<br>理由法人後見実施団体は、地域で見える存在であり、地域の社会資源になっています。地域には高齢化した親の認知症が進み、障害のある子からSOSが発信されるような複合化した事例もあります。法人後見実施団体は、行政・社協・地域プラザ等と連携し地域を支える基盤づくりにも寄与できます。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方  |
|----|---|------|---|
| 86 | 43ページ生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題への地域支援の必要性について<br>意見3生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー、「身寄りなし問題」等、複合化・複雑化した課題への地域支援の必要性についてとしてどうか<br>理由単身世帯の増加とそれに伴う「身寄りなし問題」は、私たち地域で抱える喫緊の課題です。地域課題取り組みのため地区連合町内会、地区社協、地区民児協等(39ページ)の協働による地域を支える基盤(43ページ)を作る必要があります。以上  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                          |
| 87 | 団体や企業まで巻き込んで、地域福祉保健を推進する姿勢は、望ましいと思いますが、その割に、周知について他、具体策が見られないと感じます。市社協や区社協に属する施設(保育所)を運営する立場にありますが、市社協以外から、この計画について説明を受ける機会がありません。策定にかかわる方の人選をどのように決めているのかわかりませんが、何を目指し、どのように取り組むのか、いまひとつ伝わってきません。学校との連携も、幼保小の教育的な観点からのみで、地域福祉の視点は、限られた施設のみです。学校運営協議会に一本化された、地域とともに進める学校づくり協議会が以前ありましたが、区社協が中心となって、学校単位で地域づくりの懇談会を持つ程度は、やっていかないと、施設も学校も異動があるので、地域との連携が広がりも深まりもしないと感じています。パブリックコメントも全医療機関、全社会福祉法人、施設、全学校法人に周知、協力依頼をする位の姿勢が見られると、計画が浸透して、広がり、深まりが進むと思います。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただき、多くの方にご協力いただけるよう周知を進めてまいります。 |
| 88 | 行政と自治会が協力しあって課題に取り組む仕組みは出来てきたと思います。が、その仕組みは表面的なものでしかなく、会員の方々にはまったく浸透していません。自治会も次から次へと新しいテーマに…今までのものがまったく中途半端にも拘らず…挑もうとします。行政の方も深く立ち入ろうとはせず、まるで他人事です。そこで提言です。今までの取組を振り返り、見直し、重要なテーマを抽出して多くの住民に役立つよう深掘りしてみてもどうか。是非そういう方向で有効かつ有益な活動となるように誘導してほしいものです。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                          |
| 89 | 2、(1)地域における関係組織・団体の体制の強化についての意見です。<br>・各自治会町内会において、加入率の低下や高齢化等により、役員の担い手不足が共通でかつ深刻な課題となっています。そこで、役員への報酬を支給することで担い手不足を解消することを検討したいが、市からの報酬助成金があれば原資の一部となります。<br>ご検討の程よろしくお願いします。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                          |
| 90 | 地域でボランティア活動を充実し、地域内での問題解決を図る事は重要だと思いますが、<br>問題点<br>①ボランティアスタッフが集まらない。なり手が少ない。<br>②ボランティア活動するには広報や機材購入など金がかかる。そのための行政支援(金)が少ない。逆に支援金の廃止や減額も有る。例えば、民生児童委員には活動費が支給されず、地区社協からの援助金が主な活動費になっている。仮り地区社協からの援助がなければ何もできない。行政として民生児童委員を任命するなら金銭面での支援をすべき。高齢者福祉にも直結する為に重要と思える。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                          |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方                           |
|----|---|------|----------------------------------|
| 91 | 2-(1)地域における～強化<br>1-(1)日常的な～充実<br>つながりが薄れてしまっている現実があり、地域力のUPはとて必要だと思います。しかし、いわゆる地域力としてあてにされる町内会は高齢化及び素人集団なのでハードな問題を丸投げするのは市の責任放棄と思います。<br>町内に潜在している現役世代を地域課題に取り組みませんか。<br>市の嘱託として研修を行わせ、話し合いの場をもち、きちんと報酬も払いませんか。<br>2-(2)にある企業、学校と連携もよいと思います。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 92 | 「2.(1)地域における関係組織・団体の体制の強化」の項、地区社協の強化について意見を述べさせていただきます。<br>地区社協を運営する中で、「地区社協はよくわからない」とよく言われます。何故か。地域組織の中で地区社協の位置づけがはっきりしていないからと考えます。<br>(現状)地区社協は行政とのつながりが薄い<br>地域の福祉の担い手としては、民生委員があり地区民生委員児童委員協議会が組織されています。その民生委員の任命は、行政が町内会長に推薦を依頼し、行政が選任・委嘱を決定する。町内会と民生委員は、任命手続きを通して行政との「つながり」が築かれている。<br>一方、地区社協は、行政とのつながりが薄い。民生委員の推薦など実質的な権限がない。<br>地区社協は、区社協の下部組織として地域の福祉活動の中核を担えと云われているが、むしろ町内会と民生委員が本気で取り組めば、地区社協はいらなくなる。<br>地区社協の大事な役割の一つに、福祉のネットワーク作りがあるが、地元町内会とのネットワークづくりが上手く出来ていない。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 93 | 地区社協組織を強化するために<br>・行政は、地区社協活動のことをもっと後押しすべきです。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 94 | 地区社協組織を強化するために<br>・行政は、町内会に対して地区社協活動を支援するよう指導すべきです。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 95 | 地区社協組織を強化するために<br>・行政は、民生委員選任について地区社協会長にも情報提供すべきです。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 96 | 地区社協組織を強化するために<br>・行政は、地域福祉保健計画は地区社協と連携して進めるように連合町内会に対して指導すべきです。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 97 | 行政や社協など、それぞれが計画して地区の取組をしているが連携はとれているのか。受け手は全部地区である。   | ③    | 行政、社協が一体的に計画し役割分担して取り組んでおります。    |
| 98 | 町内会や民生委員の担い手がなく地域は苦勞している。高齢になっても辞められなくなっている。昔ながらの町内会、民生委員頼みで良いのか。とはいえ仕事をしながらはとてやりきれない。根本的なまちづくりの在り方を考えていかなければなりたない。都市型のまちづくりの視点から何か知恵を絞っていただけら  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |

#### 【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方  |
|-----|---|------|---|
| 99  | これまでの地域は、比較的若い定年後男性と専業主婦で成り立ってきた。今は、働く人が8割で日中誰もいない。高齢者しかいない。自助、共助、公助をバランスよく進めるために検討が必要。社会福祉法人の公益的についても、1法人ができることは限られている。生活に密着した支援は地域住民メインでないと進められない。高齢者がもう少し活躍できる方法を検討するとか効率よく進める方法を考える等が必要           | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 100 | 自施設の地域は、ケアプラザが町内会と施設をつないでくれている。地域は役職が重複していて、特定の人に回ってくるなどの現状もある。自分の地域はいろいろな取組が進められていると思うが一部のキーパーソンがいなくなってしまうと、一気に運営が苦しくなることが懸念される。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 101 | ケアプラザは地域差もあるだろうが機能しているのだと思う。ただ、自治会等の地域団体がきちんと活動できる運営されることが大切だと思うがそこが十分に機能していない地域もあり、ケアプラザ頼みにならざるを得ない。そうするとケアプラザもマンパワーに限界がある。すぐにはいかなくても時間をかけて、そこに何か働き替えができないか。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 102 | 計画の内容は理想的であるが、現実とは違う。お年寄り自治会活動へ参加せず、会費も払わない。若い人が住んできても、仕事や子育てのため自治会に加入しない。某連合町内会では連合から脱退した自治会もある。きれいごとではなく、自治会役員を務めた方へ報償品やチケットなどの対価を作らないと厳しい。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 103 | 素案第4章体制の強化が述べられているが、同案P16自治会加入率グラフでわかるように減少は止まらない、加えて量のみならず質の低下はひどい。関係者の努力は否定しないが、例えば情報の全戸配布は、今や昔ばなしです。自治会も高齢化し良く言えば多様化しています、全戸配布が命の道路工事関係は（NEXCO）のように10年以上前から業者を使っている（地域が限られていることも）このまま進めることに心配している。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 104 | 基盤づくりは、担い手が不足する中、デジタル社会への移行がキーとなる。高齢者のSNS利用増を図ること、パーソナルヘルスレコードの活用などを進めるべきと考える。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 105 | 区役所と同じように区社協に行けば相談に乗ってくれるのか。  | ④    | 社協は民間団体として住民や関係機関と連携・協力しながら各種ご相談を承っています。お困りの際はまずはご相談ください。   |
| 106 | 社協・ケアプラザがシニア支援に偏ってきたことへの修正の具体策をお教えてください。  | ④    | 社会福祉協議会においては、高齢者支援に限らず障害児者支援や子育て支援、生活困窮者支援等を幅広く行ってまいりました。引き続き地域で課題や困りごとを抱える人の実状をとらえ、地域住民や関係機関とともに解決に向けて取り組んでいきます。地域ケアプラザは「地域に身近な福祉保健活動の拠点」として、高齢者、子ども、障害のある人など、あらゆる層の人の相談を受け止めています。 |
| 107 | 自治会は無くなってしまいます。   | ④    | そうしたことがないよう取組を進めてまいります。   |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの③今後の検討の参考とさせていただきます④その他（質問・感想等）

推進のための取組に関すること(3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進)

| No  | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方   |
|-----|---|------|--|
| 108 | 口腔の健康は健康増進、健康寿命の延伸に大きくかわるので、特定健診やがん検診等と同様に定期的な歯科健診の具体的な役割を記載した方が良い。   | ①    | 4章3(3)取組 情報発信・啓発に追加<br><u>・生涯にわたって健康な歯・口腔を維持するため歯科健診の定期的な受診の勧奨&lt;市&gt;</u>  |
| 109 | 計画の内容はとても良いことだが、地域全体が高齢化しており、老々介護の状態となっている。そんな中でどのように進めていくか考えなければならない。若い世代を自治会活動へ入れたいが、生活が厳しく共働きのケースや、平日だけでなく休日に働くなどシフトが不規則なケースも多い。そんな人たちをどのように取り込んでいくかを盛り込むべき。   | ②    | 第4章2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり(1)地域における関係組織・団体の体制の強化に取組を記載しています。   |
| 110 | 歯科職種が区の地域福祉保健計画の策定委員会に参加できていない地域もあり課題。区ごとに歯と口の健康への区民の意識に差がでてしまう。  | ③    | 区地域福祉保健計画策定推進検討委員会は、各区の状況に応じて委員を構成しております。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 111 | コロナ禍の生活様式の変化の影響で子供達の口腔機能の発達にも影響が出ている。かかりつけ医と同レベルで「かかりつけ歯科医」の必要性も文言として盛り込んでほしい。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 112 | 素案を拝見して、推進のための取組3(1)「多様性を尊重した幅広い市民参加の促進」(2)「交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充」が特に重要だと思いました。素案には、地域の課題がたくさん書かれており、その対応が待たなしの状況と見受けられますが、課題、課題では対応する担い手も解決、解決に追われ、消耗していき、課題は減らないどころか、社会構造の変化で増える一方というのが、ここ最近の傾向に思われます。計画という、どうしても問題解決の思考に偏りがちですが、直接的な課題への取組だけでなく、取組3のような予防的な観点、楽しんで取り組める活動、担い手も含んだ地域住民全体の幸福度やウエルビーイングにつながる活動にこそ、予算や人手を割くことが、必要なのではないかと強く思いました。数字的な効果で測りにくい分、予算を割きにくいのですが、令和10年までという中期的な計画だからこそ、可能ではないかと思いました。                   | ③    | 第4章3(1)多様性を尊重した幅広い市民参加の促進(2)交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充については重要項目と捉えています。市民の皆さまの生きがい、楽しみにつながる、誰もが幸せで暮らしやすい地域づくりの活動がすすむよう、市民の皆さま、関係機関、団体と共に、着実に取り組みをすすめてまいります。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 113 | イベントの手伝い等は、比較的若い人も子供とともに手伝ってくれるが、会議となると「忙しい」と来なくなってしまう。イベントの手伝いに来てくれた人を、運営側にも携わってもらうようにどう工夫するかが大事   | ③    | 子育て世代がこどもと共に自然に地域とつながりを持ち、社会参加や地域福祉保健活動の担い手になることへとつながる環境づくりについては、重要項目のひとつと認識し第4章3(2)交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充に記載しています。いただいたご意見については、今後の取組推進の参考にさせていただきます。                                  |
| 114 | 市民(区民)参加による協働体制の具体化に取り組んでほしい。本計画のリーフレットで推進のための取組3(1)「多様性を尊重した幅広い市民参加の促進」3(2)「交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充」を掲げ、本計画【素案】では「第5章2.計画推進の視点(1)地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域保健福祉を推進する」本文においても、「地域住民の主体的な参画が不可欠」「地域住民だけでなく、施設、(略)学校等、地域の関係者を幅広く捉え、それぞれが参画できるよう働きかけていきます。」(ともにP.55)と打ち出しています。この方法の「具体化に取り組むこと」を強く望みます。市・区レベルで、各世代にわたる抽出(裁判員制度のような、あるいは県外の各地域ですでに取組み中の住民協議会形式など)による参加方式の具体化です。そのことにより、市政・区政への関心が呼び起こされ、各選挙での投票率の向上につながる可能性も出てきます。以上提案します。 | ③    | 地域福祉保健計画の推進を通じて、地域共生社会を実現するために、行政・社協・地域ケアプラザの支援機関だけではなく、市民、地域の関係団体、企業、施設等の地域の多様な主体との連携・協働により取組を推進してまいります。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|-----|--|------|---|
| 115 | 福祉的(支援)活動には自己負担は望めず、補助金等による活動支援が必要です。若い人の福祉的(支援)活動への参加を促したいのですが、福祉的(支援)活動に参加するためには人件費が必要です。市民活動による支援のための仕組みの強化策があれば教えてください。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 116 | 市内で、多世代の集まるコミュニティカフェを運営しています。コロナの間は、集まることは困難でしたが、災害時のように地域の方々よりどころとして、自主的な活動が生まれていました。コロナが収まってくると、コロナの間に今まで見えてこなかった地域の課題が寄せられるようになり、高齢者、青少年、子ども、乳幼児、家庭を取り巻く課題について、区役所、社協、ケアプラザ、学校といった機関と連携しながら子ども食堂、フードパントリーといった機会をとらえて、地域をつなぐ活動をしています。地域には、このような小さな居場所が必要だと思いますが、まだその周知は進んでおらず、運営もボランティア中心です。今回の地域福祉保健計画にも、繰り替えし「交流の場」「地域の見守り」の必要性が書かれています。意欲のある若い世代に引き継いでもらえるよう、こういった場をどのように支援、継続するのか市域での具体的な取組を教えてください。 | ③    | 第4章3(2)交流・つながり・社会に参加する機会の創出と拡充に記載していますが、「地域の居場所への支援」としては「地域の居場所等の意義や効果、事例の集約しノウハウの共有の促進」「各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施」等に取り組んでまいります。いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。 |
| 117 | 市や区が無料のイベントを開いてくれたら、幅広い世代が集まって少しは交流になるのではないかと思う。あとは助け合いというより、「色々な人がいるのが当たり前」で、理解出来る様になれば良い。ドラマやCMが若い世代への影響力になると思う。   | ③    | 多様性の理解につながる周知・啓発について若い世代への効果的な手法を検討し取組を進めてまいります。いただいたご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。   |
| 118 | 保健活動推進員は地域のイベントなどで健康づくりの啓発活動を行っているが、啓発物品が不足し困ることがある。   | ④    | 日頃から健康づくりの啓発活動にご協力いただきありがとうございます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 119 | 横浜市の高齢化が進み、近隣でのひとり暮らし、その後の空き家問題が切実にせまって来ています。町内の組に入っていない方の把握やゴミ当番をやっていない方への対応など、近くに住んでいても顔も名前も知らない方が増えてきました。防犯も不安になりますので、逢うと挨拶をするように心がけています。雨戸がしまっていたり、郵便物が外に出ていたり、身近な人が気にかけるだけで、一人ぼっちとならず、声かけが大事だと思います。提案ですが、空き家を少なくする為に、知恵をください。ケアプラザ以外にもカフェを作って、どなたでも気軽に立ち寄れる、やすらぎの場所があったら、困ったことや自分が役に立てることが見つかる生きる勇気が湧いてきます。抽象的ですが、おしゃべりができる所が必要です。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |

#### 【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

その他(個別分野の福祉施策への意見等)

| No  | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方  |
|-----|---|------|---|
| 120 | ・地域では、小さな活動が地元密着型で顔の見える取り組みが必要ですが、市域では、それらの活動をネットワークして、市内のどこでどのような人がどんな取り組みをしているのかわかる仕組みづくりが必要です。その交流の中から、新しい課題解決の方策が生まれ、行政との協働事業も始まるきっかけとなると思います。<br>今回の地域福祉計画では、「よこはまをみんなでつくろう」という基本理念があります。交流を越えて対話をすすめ、ともに作る横浜のためには、健康福祉局だけではなく他の局との連携や、市民との対話の場がより必要となります。そのような開かれた場を作っていくための具体的な取組を教えてください。 | ②    | 「活動のネットワーク」については、第4章1身近な地域で支えあう仕組みづくり(2)課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携に取組を記載しています。<br>また、健康福祉局だけでなく、他局計画所管課や区との会議・連携も引き続き進めてまいります。 |
| 121 | ケアプラザの方にいつもお世話になっています。これからも、相談しやすいようにお願いします。  | ②    | ご意見ありがとうございます。  |
| 122 | 歯科医師会や行政で、オーラルフレイルの啓発は行っているが、口腔機能低下症の検査点数が低すぎ、殆どの医院で行っていないのが現状だ。市民の健康寿命延伸を真剣に考えているなら、社会情勢、雇用の現状を考慮した診療報酬の増点が必須だ。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 123 | 足腰が弱くて15分程度歩くと疲れて少し休憩をとりたくりますが座るところがありません。花壇の石柵だと硬いし冷えるし犬が排尿をしたりするので座れません。10分程度、気軽に休憩できるスペースを設けていただけたら大変助かります。浮浪者さんの長期滞在を防ぐためにちょっと休憩中を表すカードを作ってもらって駐車スペースのようなイメージで時間制限をつけて利用できたら良いかと思います。利用場所はコンビニ、ドラッグストア、飲食店などの協力をいただくのはどうでしょうか？今は高島屋の入り口に休憩場所がありますがもっとあちこち有ればなど。ご検討よろしくお願いします。                 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 124 | 福祉サービスの利用希望の方々が、平等に情報を入手できる様に希望いたします。パソコンやスマホが使えない方、関係機関同士の紹介や斡旋が無い方、あるいは各区の職員の窓口対応の差によって、福祉サービスの利用にたどり着けない(福祉難民)の方々が、いまだに多い印象です。横浜市として、福祉サービスの紹介/広報の在り方について、例えば各区の窓口での対応方法等を「横浜市として一律/見直し」等をして頂けたらと思います。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 125 | 横浜市内にインクルーシブ公園の設置。幼いころから自然に触れ合える場づくり。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 126 | 福祉作業所、施設に対する助成金の見直し。職員確保のため   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 127 | 港南区には「ひまわりホルダー」というキーホルダー式の外出先で緊急搬送されたり、認知症の方が、保護された時等に地域ケアプラザに連絡をしてもらえると身元、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を確認することができる、いざという時のお役立ちグッズがあります。が、港南区でしか通用しません。せめて市内で有効となる様、働きかけてほしいです。本当は全国になると良いと思いますが、まずは横浜市から。他にも同じようなグッズがあればそちらに移行して共通としても良いのでは。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方                           |
|-----|---|------|----------------------------------|
| 128 | <p>テーマ：図書館利用の充実<br/>           &lt;現況&gt;<br/>           :横浜市における図書館利用サービスは近隣に比較して貧困。<br/>           大人も、子供もそれが当たり前と思込んでいる。<br/>           &lt;原因(推測)&gt;<br/>           :教育委員会に問題意識が欠如しているのではない？他の意見など聞かない体質で固まっている。<br/>           &lt;具体的状況&gt;<br/>           ・区内に1箇所(都内では区内に数か所、都内の多い区では10箇所)<br/>           ・「移動図書館」利用は月に2回、2時間ほど滞在、その場所までが遠い。<br/>           ・「図書館で勉強する」という文化が子供時分からなくない<br/>           ・利用登録し、希望する本の予約をしても全く連絡が来ない(中間連絡なもの皆無)<br/>           ・視聴覚に関しては貸出不可(理由を尋ねたらレンタル店と競合するからと説明)<br/>           ・職員の不親切さ、上から目線の言葉づかい<br/>           &lt;対策&gt;<br/>           図書館利用についてオープンな意見聴取の場をつくり、第三者委員会なども入れて市民福祉目線での改革策を練る<br/>           &lt;例えばのサービス&gt;<br/>           ・図書(CD等視聴覚も含む)の貸出、返却窓口として地域ケアプラザ、コミハ、コンビニなど<br/>           ・業務の外注委託、業務委託によるサービスの改善<br/>           ・評価の仕組み作り、市民によるモニター、評価のオープン化、開かれた教育委員会への改革<br/>           &lt;対象と効果&gt;<br/>           高齢者から子どもまで図書のある文化が無料で育まれる。<br/>           図書館利用も一つの文化。<br/>           図書館を中心にした文化発信、知の交差点にできる。</p> <p>この図書館利用という命題は「教育委員会」の改善に「地域福祉保健計画」(市計画)はメスをいれることができる。<br/>           推進の柱”2”、”3”に含めていただきたい。</p> | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 129 | 老人クラブのメンバーが減少している。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 130 | 精神保健ボランティア講座等を全区で進めてほしい   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 131 | 所属団体の年中行事で年4回市内の公会堂を使わせていただいております併設している図書館の利用者から団体活動の音がうるさいとクレームがあり控え室でのリハーサルができなくなりました館長も所属する団体には聞かずに持ちません会場の駐車場についても会場の9時の時刻前には絶対に駐車させないと一点張りです以前の館長はかなり好意的であり会場の準備もありますので9時前に駐車場を開けてくれましたどうか融通の利かない公務員は辞めていただくことをお願いする次第であります  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 132 | 発達障害の診断を受け、療育などの福祉サービスを受けようとした時に、他自治体では相談支援専門員が計画作成などに関わってくれるが、相談支援専門員が足りないのか事業所が足りないのか、横浜市は親任せで、療育サポートについてもよくわからないのに大変困っている。この点について、一切記載がないが、充実を図ってほしい。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
 ③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|-----|--|------|---|
| 133 | 他のエリアから、このコロナ禍で横浜に越してきて、市内で働いています。調剤薬局で薬剤師をしています。これまで横浜市以外のエリアで仕事をしてきましたが、地域包括ケアシステムの構築がこんなに遅れている自治体は初めてです。高齢化の速度が今後高まる予測があり、多数の住民を抱える大都市である横浜が、こんなに遅れているとは思いませんでした。特に坂の多い街である横浜は、高齢になると病院や薬局、買い物の自力アクセスが困難になりやすい特徴があると思います。つまり訪問医療やヘルパーの手助けを必要とする可能性が高いということです。コロナ禍が明けても、多職種連携の音頭取りを自治体側が一向にやる気配がありませんが、多職種連携へのDX活用として、SNSなどを利用してリアルタイムでの医師看護師薬剤師他ヘルパーケアマネなどの連携を行っていく、という事は他自治体では2018年の段階で自治体が音頭をとってスタートしていました。福祉と医療にまたがりますから、これは医師会などに任せてはダメで、自治体側から声掛けをして、多職種での顔合わせ、GWでの課題共有などを行っていかないと進みません。また、市内で仕事をしている感触として、ケアマネの、在宅医療における薬局や薬剤師の役割、できる事への理解が遅れています。この辺の底上げは自治体側からの啓発も必要でしょうし、多職種で顔をあわせたり課題に取り組む機会を設けることで自然に底上げされていくはずですが、財政的にも厳しいのですから、早く多職種連携のスキームを構築させて、医療介護の現場を効率よく連携させていかないと、さらに困難になると思います。横浜市がやるのか、各区がやるのか知りませんが、使用するプラットフォームの策定や現場への普及など、早急に計画し行って頂きたいと思います。 | ③    | 地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な取組については、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画をご参照ください。 |
| 134 | 地域での信頼関係を育むのは難しくなっている。こども、障害者、高齢者の見守りをするのはヘルパーや民間会社に頼らずにはおえないこの現実をどう変えていくか。そもそも、そこまで辿り付けずに表に出てない人の方が多い。だからと言って個人情報無闇に色々な場で使われてしまうのも、また危険な事に思う。誰もが気軽に行ける場を民間ではなく、市で作って欲しい。高齢者や障害者も利用できる児童館機能を発展させてコミュニティハウスのようなもの。また支援者の上から目線の対応は、要支援者の足を遠退かせてしまう。一筋縄で解決出来る問題ではない。慎重にして欲しい。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 135 | 聴覚障害者ですが、横浜市が開催するイベントや講演等すべてに情報保障としてPC要約筆記をつけて欲しい。手話通訳がついている時もあるが、手話を知る聴覚障害者は少ない。文字通訳としてのPC要約筆記をお願いしたい。少し難聴の高齢者にとっても有効である。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 136 | (障害者地域活動ホームの)<br>スタッフの人手が足りない。人手を増やす方法を考えて欲しい。<br>・スタッフを募集しても応募してくる人が来ない。何で？もう少し考えて。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 137 | (障害者地域活動ホームの)<br>各施設とも古くなっている。改築できればしたい。<br>(建物自体や設備など)安心して生活できる箱の支援が欲しい。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |
| 138 | (障害者地域活動ホームの)<br>とにかく人(職員)がいない。本当にいない。<br>就職フェア等をやっているが、その前に私達や支援員の活動を広報等で広く知って頂く方法を考えて欲しい。<br>人手はどこでも足りない。すぐに辞めてしまう。なんで？辞めてしまう理由を知る方法は無いかな？   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                      |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方   |
|-----|--|------|--|
| 139 | バリアフリーをもっと強化してもらえたら車椅子でも、もっと気楽に外出が出来る。   | ③    | 横浜市では、福祉のまちづくり条例を制定し、その中でバリアフリー基準を設け、バリアフリー化を進めております。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                                    |
| 140 | ゴミ置き場のカゴが大きすぎて、車椅子が通れない時がある。もう少し車椅子の人の事を考えて欲しい。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 141 | 歩道に車が止まっていると車椅子で通れない。駐車スペースを作り歩道などに停めない様にして欲しい。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 142 | (障害者地域活動ホームの)<br>人材不足。体制加算の問題ではないか。  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 143 | (障害者地域活動ホームの)<br>現場の大変さが分かっていない。行政職員が体験学習や現場実習などで、福祉施設を訪問し現場の大変さを知る機会を作るなど、検討してみてもは。   | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 144 | 電車に乗る時、私鉄は特にエレベーターの数が少なく不便を感じる事が多い。(JRIは1ホームに必ずある)   | ③    | 横浜市では、福祉のまちづくり条例を制定し、バリアフリー基準を設け、バリアフリー化を進めております。鉄道事業者によるエレベーター設置が進むよう、機会をとらえて働きかけていきます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 145 | 障害のある方が事件を起こしてしまった時に(電車の線路に降りてしまった等)、障害に対して理解が少なく、親や本人を責める批判が多いと感じた。障害の理解を深めて事件を起こさない様に、ホームドアを設置したり、もっと環境を整える必要があると思った。親だけでなく、近くの人でも理解し手助けできる世の中になってほしい。   | ③    | 障害理解や心のバリアフリー等の啓発を推進することの重要性について、認識しております。また鉄道事業者によるホームドア整備が進むよう、機会をとらえて働きかけていきます。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。       |
| 146 | (障害者地域活動ホームの)<br>職員の人材確保がしづらい状況。様々な方法で募集をかけても応募が少ない。「働いてみたい」と思える様な労働環境(賃金や処遇、福利厚生など)を創出する必要があると思う。障害福祉の現場の実状を、立法・行政に携わる方々に【うわべだけでなく本当の姿を】知って頂きたい。<br>①賃金や処遇・福利厚生など、職員が定着し働き甲斐をもって仕事ができるか、という目線。<br>②施設本体・設備の状況や、その施設のある場所や周りの環境などが、利用者さんや職員にとって、安全かつ安心して活動できるかという目線。<br>③様々な個性をお持ちの利用者さん達に必要な支援が出来る様にするために、どれだけの人員や設備が必要か、という目線。<br>④利用者さんの手帳の種類や、区分の数字だけでなく【その人に本当に必要な支援】を行う為には、どれだけのマンパワーが必要か、一人ひとりが全く違うということ、しっかりと見極める目線。<br>※これらの目線に立ち、記録や書類・統計等の“活字”や“数字”だけでなく、実際の現場の【人】や【もの】を見て理解していただきたい。そして少しでも良い方向に変えていって欲しいと強く願っています。<br>☆制度運用に関わる方々・決定権のある方々、もう一度真剣に見て考えてください。限界が近づいています。 | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方   |
|-----|---|------|--|
| 147 | <p>グループホームについて<br/>地域の中(=自宅)で生活する場合の支援や理解は、以前に比べかなり整ってきていると感じます。しかし親が高齢になって障害のある子どもの面倒を見られなくなった時のことが心配です。ヘルパーなどの支援を使い、ギリギリまで親が頑張ることは可能かもしれませんが、親が認知症や病気がなくなつたときに、本人が入所できるグループホームの数が圧倒的に足りていないと感じます。中・重度の知的障害がある場合、どれほど地域の理解やつながりがあっても、一人で生活することは一日たりとも不可能です。だとすると、通いなれた事業所に引き続き通える範囲で、然るべきグループホームに入居できることが、最も本人の意思を尊重することであり、権利擁護につながるのではないのでしょうか。容易なことではないと存じますが、今後の具体的な課題の中に盛り込んでほしいものとして、以下の3点を要望したいと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・重度の知的障害のある人のグループホームの数・質の充実</li> <li>・地域の中でグループホームの建設が理解・受け入れられやすい土壌の構築</li> <li>・重度の障害者を支援する人材の育成・確保、および給与水準の引き上げ</li> </ul> <p>私は障害者親の会の代表を長く努めておりますが、多くの会員が同様の悩みや不安を持っております。質の点から安易に株式会社の運営によるものを増やすのではなく、既存の社会福祉法人の人材を充実させ、できるだけ法人内でグループホームを増設してもらえることを合わせて要望いたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 148 | <p>18歳以上の中・重度の障害者が余暇を過ごせる場について<br/>何をすることも誰かの手を借りねばならず。見守りが必要な中・重度の障害者を持つ親は、子どもの土日の余暇をどう過ごさせるかに頭を悩ませています。</p> <p>18歳未満までは、土曜日も放課後等デイサービスを利用し、余暇を過ごすことが出来ましたので、本当に助かりました。実際、ヘルパー不足の中、大人になった知的障害のわが子を連れて、中高齢の親と一緒に手をつないで外に連れ出してやるか、元気を持って余している若者を家の中にとこ締めしておくかの二択になっております。また土日に仕事を持つ母親にとっては深刻な問題です。</p> <p>そこで、18歳以上の中・重度の障害者が土日に通える、放課後等デイサービスのような民間の事業所をぜひ作っていただけないのでしょうか。</p> <p>ちなみにある余暇支援事業に話を聞いたところ、横浜市在住者の利用の場合、他都市よりも報酬が低額なので採算が合わず、受け入れることはできないと言われました。</p> <p>高等部卒業後からグループホーム入居までの数年～数十年の間の、もっとも切実な問題です。ご検討をお願い申し上げます。</p>  | ③    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。   |
| 149 | <p>障害者用トイレについて<br/>5年前に比べ、ずいぶんと車椅子マークのトイレが増えていますが、残念ながらユニバーサルシートがないのがほとんどです。</p> <p>外出が好きな息子で毎週日曜日はお出かけするのですが、長時間の外出はトイレを考えると外出先が限られてしまいます。</p> <p>場所や費用を考えると少人数の為のトイレ改善は難しいと思いますが、何か改善出来たら嬉しいです。</p>   | ③    | 横浜市では、福祉のまちづくり条例を定め、建物などのバリアフリー化を推進しています。その中でユニバーサルシートを設けることが望ましいと定めております。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 150 | ごみ屋敷問題を解決してほしい。   | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。本市のいわゆる「ごみ屋敷」対策では、当事者に寄り添った福祉的な支援を重視しております。今後も対策を進めてまいります。                 |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見   | 対応分類 | 対応の考え方  |
|-----|--|------|---|
| 151 | 母と二人で暮らしていますが、生活は苦しいです。生活必需品、光熱費等困っています。すぐに救済をお願いします。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 152 | 生活環境に応じた豊かさが必要なので、お金や物の拡充を早急にお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 153 | 子どもまん中社会を目指すためにも、子どもに関わるプレイリーダーの増員、雇用の拡充をお願ひしたい。   | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 154 | P7図の横断的につなぐ基本の仕組みこれまでは横断的につなぐ基本の仕組みのそれぞれの活動が目標づくりに比重が置かれ、実際の活動が不足していると感じています。また、日常的つながりなしにはお互い様の支援に繋がらないと思います。イベントではなく、今期の日常的活動の強化の具体策をお教えください。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。また、「日常的活動の強化の具体策」については5期計画では、第4章2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり(1)地域における関係組織・団体の体制の強化に取組を記載しています。 |
| 155 | P18地区別支援チームの実施活動で、どんな優れた取り組みがあったのか、またその市全域の展開事例・仕組みを教えてください。   | ④    | 第4期計画の最終評価の取組例では、1-1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実で、すべての区で支援者として必要なスキルを身につけるための取組が行われていることなどが記載されています。                     |
| 156 | ・P22<推進のための取組>について:1. 市を要とし身近な地域で支え合う仕組みづくり。<推進の視点>①市が要となり地域住民と支援機関関係機関の協働により地域保健福祉を推進。<br>・P32「人材育成・体制強化」について:市の職員が人材となる必要がある。これまでの高度成長の体制からいち早く脱却し、市の職員は異動を極力減らし、地域の専門家になる必要がある。総合職では人口減に対する安心できるヨコハマづくりはできない。地域の専門家を増やし住民と顔見知りの関係者が増え続けることしか、ベッドタウンの横浜市の魅力づくりはできないと考える。そして、生活困窮者や子供など、これまで市の施策に意見できなかった方の意見を取り入れる、発言する機会を与えていくことで、次世代の担い手が増えます。きっと。 | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 157 | いわゆるごみ屋敷の整理ありがとうございました。唯、本人は当日もごみを集めていました。助けてあげてください。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。お気づきのことがありましたら、対象の方がお住まいの区役所へご相談ください。   |
| 158 | 自治会費を集金しようと訪問した際にトラブルがあり、班長を辞めた人がいます。また高齢者が杖をついて働いています。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 159 | ケアプラザがあるが、住民、特に年輩者には坂道があり通うことができない。せつかくケアプラザで行事を行っていても参加できない。近くにもケアプラザを作って欲しい。数がすくないと思います。   | ④    | 地域ケアプラザは、おおむね中学校区に1か所を目安に設置していますが、いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 160 | 地域の防災拠点となる避難場所に紙とペンの準備をお願いしたい。聴覚障害者向けに重要な報告は書いて掲示して欲しい。音声のみのお知らせだと外国人や聴覚障害者は情報を得られず、支援を受けられない状況に落ちる為に音声を文字で知らせる。   | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |

【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方  |
|-----|---|------|---|
| 161 | 難聴支援を加齢性難聴者にまで拡げ、購入公的助成を行ってほしい。多くの他自治体で行っているのに、なぜ当市は消極的なのか不思議、疑問。   | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 162 | 市の健診に無料の聴力検査を追加すべき。予防として、孤立化、認知力低下防止につながる。  | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 163 | 税の市民への還元を   | ④    | いただいたご意見につきましては参考にさせていただきます。  |
| 164 | 福祉政策は非常に重要な課題と考えていますが、現実を見た際、余りにも人材が不足しています。少子化のために小学校は統合し、町内には高齢が存在する中で、必要な在宅サービスを提供する人の不足や高齢化を感じ、サービスの提供する受けることができないように感じます。様々な制度がある中でも現実にはサービス提供できる人材がいないうえ、有料老人ホームや特養などの建物建設も止まることがないようです。施設に相談しても人材が満足に配置できないとの声を聞いています。介護する側される側がお互いに良い関係を築けるよう、理想ではなく現実の中で有意義な税金の使用方法を考えて頂きたいです。私たちはギリギリ助けてもらっていますが、6年後のことを考えると不安です。自分たちは誰が助けてくれるのでしょうか。教えてください。                                 | ④    | いただいたご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。   |
| 165 | コロナの影響や物価の高騰等で困っている人は多いと思います。福祉保健もそうですが、色々申請できるものがたくさんあるのに、案内が少なすぎるのでは。ネット等で初めて知る物(事)もあります。請求や資格終了などの知らせは葉書などですぐ来るのに、支給されるものに対してはこちらからいかないと、役所でもこちらから聞かないと教えてもらえない。こんな事、あんな事申請できますと、もっともっと案内すべき。皆さん知らない事が多いと思います。   | ④    | いただいたご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。また、今期の計画では、「情報発信・啓発」を項目としてまとめて記載し、共通の取組としています。 |
| 166 | テレビなどで「ごみ屋敷」についてとりあげられた時、「やっぱり」と思う時があります。それは80～85歳の年代の方ということです。幼い時に、戦争体験をし、戦後、物がなかった時代を体験した世代である。「物を大切にする」事を美徳とし、物が捨てられないのである。その世代に育てられた50代の私達もその習慣が身に付いてしまっている。しかし、今の時代は、物が捨てづらい。有料ゴミ袋の都市も、元々捨てられない上に、有料ゴミ袋となり、益々捨てられない。有料ゴミ袋の都市の広報で、「ゴミの量が〇%削減されました」とありましたが、それは家の中にゴミがたまっているだけで、家族としては困っています。SDGsは大事ですが、それは若い人達が頑張ってもらって、高齢者に優しい社会にしていきたいです。横浜市は有料ごみ袋でないことが大変な難しいので、今後もそのままをお願いしたいです。 | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。  |
| 167 | ・車いすの方の意見で道路が狭い、ガタガタして走りづらい。電柱が邪魔で走りにくい等の意見をいただきました。車椅子の方だけでなく、小さなお子さんを持つ親御さんも道路が整備されていると出かけやすいのかなと思いました。誰もが暮らしやすい街になっていく為のハード面でこのような意見をお伝えさせていただきます。   | ④    | いただいたご意見につきましては、道路整備を担当する部署に伝えさせていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。                    |
| 168 | 近くに畑が多いのですが、農道は広く整備されていますが、周りの歩道は人が1人通れる幅です。もちろん乳母車や車椅子が通ることが出来ません。先にある小学校も50年経って歩道ができました。誰でも通る事が出来る歩道であってほしいです。  | ④    | いただいたご意見につきましては、道路整備を担当する部署に伝えさせていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。                    |

#### 【対応分類】

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの③今後の検討の参考とさせていただきます④その他(質問・感想等)

| No  | 意見  | 対応分類 | 対応の考え方   |
|-----|---|------|--|
| 169 | 銀行などでキャッシュカードの番号を押すのに、今までは手伝ってくれていたけど、最近はお手伝ってくれない。それをお手伝ってほしい。自分のお金をおろしたい時におろせなくて、本当に困る事がある。 | ④    | いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。                           |
| 170 | 日々通っている道などの小さな段差も、車椅子では上がれず、困る事が多々ある。   | ④    | いただいたご意見につきましては、道路整備を担当する部署に伝えさせていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。 |

**【対応分類】**

- ①意見を踏まえ、原案に反映するもの②意見の趣旨が素案に含まれているもの又は、素案に賛同いただいたもの  
 ③今後の検討の参考とさせていただくもの④その他(質問・感想等)

## 第5期横浜市地域福祉保健計画 第3回評価検討会 報告

|      |   |
|------|---|
| 日時   | 令和5年9月 25 日(月)15 時 00 分～17 時 00 分   |
| 開催場所 | 横浜市役所 17 階共用会議室 SO1会議室  |
| 出席者  | 名和田委員、西尾委員、有本委員(3名)   |
| 内容   | 【議事1】第2回評価検討会、第1回策定・推進委員会の振り返り<br>【議事2】第5期横浜市地域福祉保健計画の評価について<br>【議事3】第5期横浜市地域福祉保健計画 評価に関する今後のスケジュールについて |

## (1) 第5期計画の評価について

- 総体的に見て、評価方法について実行可能な整理ができていますと感じた。
- どこまで身近な地域の活動、あるいは当事者を含めた活動のことを把握できるかという難しい面がある。指標全般を見て、把握が難しく苦勞する部分もあるだろうと感じた。
- 評価に使う調査結果の選定方針としては、市民意識調査のような包括的なものを中心に使いたいのか。他にも様々な調査があるかと思う。
  - ◇ 中間アウトカムの指標には、定期的に行っていて、5年後も実施している可能性の高い調査、世代や属性を問わず市民全体を対象としている調査を選んでいる。
- 直接アウトカムが活動指標にほぼ近いように見える。直接アウトカムは、行政側の取組によって地域の多様な主体の方に起こった変化や結果だという説明をすると、違いが伝わりやすくなるのではないか。
- 指標の数字の増加・減少を一概に良い悪いと判断することはできない。項目によっては数字を維持できることも大切である。

## (2) 個別の評価指標・分野について

- 中間アウトカム(E)「住民が多様性を理解し尊重しあえる」の指標に、障害者・高齢者のことを挙げているが、加えて外国人についても取り上げるとよいのではないか。
- 民生委員が地域で頼れる人がいるか、自治会との連携協働の状況などが把握できるとよい。民生委員以外にも、食生活改善推進員や消費生活推進員の活動も重要である。
- 「幅広い市民参加」は、直接アウトカム⑩に記載されているが、参加のプロセス自体が価値を持っており中間アウトカムに位置付けられるような大きな理念だと感じている。
  - ◇ 市民参加は、中間アウトカム(A)「住民の支えあい充実する」に含まれる。⑩の市民参加は3(2)「交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充」に対応している。
  - ◇ ここでの「幅広い市民参加」は、参加する人の年代や属性、活動範囲、関わり方など、すごく複合的な幅広さを含んでいる。また、今後、関わり方の多様性が認められることも打ち出していく必要がある。
  - ◇ 働いている世代の参加の仕方を考えていく必要がある。
- 権利擁護については成年後見についての指標が多いが、虐待や消費者被害、特殊詐欺防止なども視野も入れられるとよい。また、福祉サービスの質に関して第三者評価に取り組んでいる事業所の増加状況を把握してはどうか。

## 第 5 期横浜市地域福祉保健計画の評価について

### 1. 計画の評価期間

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価は、2026(令和8)年度に中間評価を実施し、市計画期間後半の取組に反映させます。
- ・ その後、計画推進の最終年度の2028(令和10)年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、第6期の計画策定に生かしていきます。

### 2. 評価についての基本的な考え方

- ・ 地域福祉保健計画の策定・推進にあたっては、取組を定めて進めていくとともに、その取組の進捗や成果・効果等を定期的に振り返り、確認した上でその後の活動に生かしていくことが重要となります。
- ・ その一方で、第5期横浜市地域福祉保健計画の目指す姿である「認めあい」、「つながり」、「ともに」は、第5期横浜市地域福祉保健計画に記載された取組以外にも様々な取組と合わせて目指すものです。
- ・ また、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりは長い年月をかけて進めていくものであり、第5期横浜市地域福祉保健計画の計画期間である5年間では、その成果を適切に測ることが困難です。
- ・ したがって、評価については、「取組の良し悪しを判断する」のみではなく、「どのような変化があったか」、「次期計画に向けて何が必要か」を関係者間で話し合い、取組の推進や次期計画策定に生かすことを重視します。

### 3. ロジックモデルを活用した評価

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価では、取組と目指す姿の関係を明確にし、関係者間でのコミュニケーションを促進することを目的に、ロジックモデルを活用した評価を実施します。
- ・ ロジックモデルは、取組が目標に至るまでの流れを、フローチャートの形で論理的に説明するものです。
- ・ ロジックモデルを評価に取り入れることで、以下のような効果が期待できます。
  - 目的と手段の因果関係をビジュアルで示すことができ、その考え方を関係者間で共有することができます。
  - 目指している状態を明確に定義することで、妥当な評価指標を設定することができます。
  - 取組が総覧化されるので、足りない取組や不要な取組に気づくことができます。
- ・ 「第5期横浜市地域福祉保健計画のロジックモデル」(別紙1)において、取組によって生じる変化・成果(アウトカム)を段階的に示し、最終的な目標(最終アウトカム)にどのようにつながっているかを整理しています。

#### 4.評価内容・手順

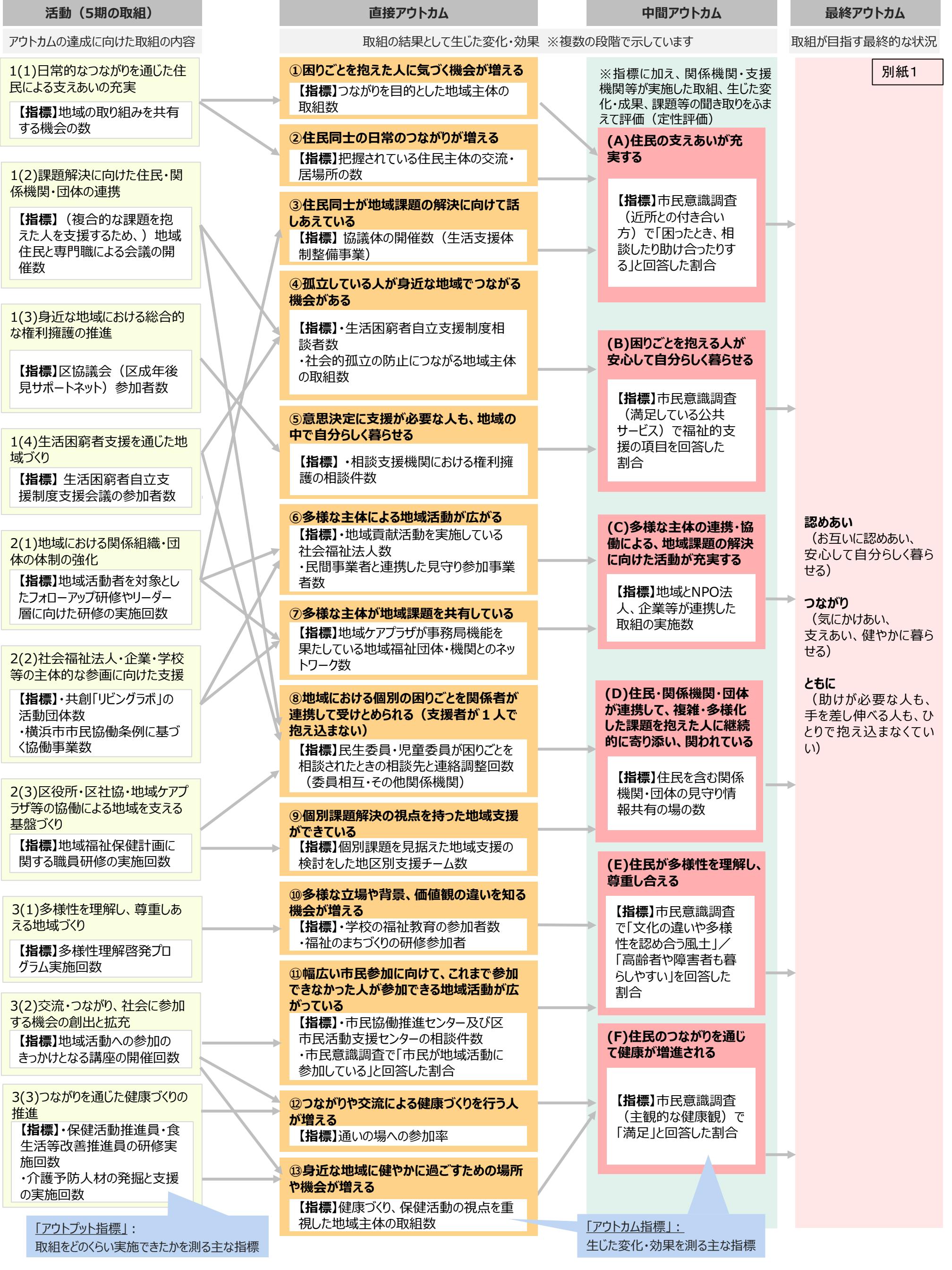
##### ① 評価に必要な情報の収集

- ・ ロジックモデルの「5期計画の取組」では、地域や関係機関・支援機関がどのような取組をどれくらい実施できたかという観点から定量データ(数値で把握できる情報)と定性データ(数値で表せない質的情報)を把握します。
- ・ 「直接・中間アウトカム」では、取組が地域にどのような変化をもたらしたか、抱えている課題と解決に必要なことは何かという観点から必要な定量データと定性データを把握します。
- ・ 定量データは、「評価指標一覧」(別紙2)に掲載の指標について、情報を収集します。
- ・ 定性データは、地域や関係機関・支援機関の取組や課題について、区役所等を対象とした紙面調査およびヒアリングにより情報を収集します。紙面調査には、「第5期横浜市地域福祉保健計画 評価に向けた調査票」(別紙3)を活用します。

##### ② 定量評価・定性評価の実施

- ・ 上記で収集したデータを基に、ロジックモデルの「中間アウトカム」ごとに評価を実施します。評価結果は、「中間アウトカム評価シート」(別紙4)に整理します。
- ・ 評価結果をふまえて、「最終アウトカム」について最終評価(定性的なまとめ)を行います。取組の進捗状況とその結果や成果、地域や住民の変化、課題などについて総合的にふりかえります。最終評価の結果は、「評価シートまとめ」(別紙5)に整理します。
- ・ 関係者間での話し合いを通じて、最終評価を確定します。確定した最終評価は、住民・関係機関・支援機関等で共有するとともに、今後の取組推進にも活用します。

以上



# 評価指標

別紙2

| No. | 指標   | 所管  | 指標の種類     | ロジックモデル掲載 | 活動/直接アウトカム/中間アウトカム                    |
|-----|--|---|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 1   | 地域の取組を共有する機会の数   | 区福祉保健課<br>区社協                                 | 活動指標      | ■         | 1(1)日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実          |
| 2   | 住民主体の地域活動把握数   | 健康福祉局<br>地域包括ケア推進課                            | 活動指標      |           | 1(1)日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実          |
| 3   | 小中学校でのつながりづくり・地域理解に関する啓発実施回数                               | 市社協   | 活動指標      |           | 1(1)日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実          |
| 4   | 認知症サポーター養成講座開催数(累計)  | 健康福祉局<br>高齢在宅支援課                              | 活動指標      |           | 1(1)日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実          |
| 5   | 地域子育て支援拠点数(サテライト含む)  | こども青少年局<br>地域子育て支援課                           | 活動指標      |           | 1(1)日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実          |
| 6   | (複合的な課題を抱えた人を支援するため、)地域住民と専門職による会議の開催数                     | 健康福祉局高齢在宅支援課<br>こども青少年局こども家庭課<br>健康福祉局障害施策推進課 | 活動指標      | ■         | 1(2)課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携             |
| 7   | 地域ケア会議開催回数<br>(地域住民と専門職による会議の開催数)                          | 健康福祉局高齢在宅支援課                                  | 活動指標      |           | 1(2)課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携             |
| 8   | 要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催数<br>(地域住民と専門職による会議の開催数)               | こども青少年局<br>こどもの権利擁護課                          | 活動指標      |           | 1(2)課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携             |
| 9   | 地域自立支援協議会の開催数<br>(地域住民と専門職による会議の開催数)                       | 健康福祉局障害施策推進課                                  | 活動指標      |           | 1(2)課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携             |
| 10  | 地域福祉保健活動推進の担い手育成プログラム実施回数                                  | 市社協   | 活動指標      |           | 1(2)課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携             |
| 11  | 区協議会(区成年後見サポートネット)参加者数                                     | 市社協(市AC)                                      | 活動指標      | ■         | 1(3)身近な地域における総合的な権利擁護の推進              |
| 12  | エンディングノート活用促進のための講座開催数                                     | 健康福祉局<br>高齢在宅支援課                              | 活動指標      |           | 1(3)身近な地域における総合的な権利擁護の推進              |
| 13  | 生活困窮者自立支援制度支援会議の参加者数                                       | 健康福祉局<br>生活支援課                                | 活動指標      | ■         | 1(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり                  |
| 14  | 地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施回数                      | 市民局地域活動推進課<br>健康福祉局地域支援課<br>区福祉保健課            | 活動指標      | ■         | 2(1)地域における関係組織・団体の体制の強化               |
| 15  | 民生委員研修開催回数(市・区)<br>(地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施回数) | 健康福祉局地域支援課<br>区福祉保健課                          | 活動指標      | ■         | 2(1)地域における関係組織・団体の体制の強化               |
| 16  | 共創「リビングラボ」の活動団体数   | 政策局共創推進課                                      | 活動指標      | ■         | 2(2)社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援        |
| 17  | 横浜市市民協働条例に基づく協働事業数   | 市民局市民協働推進課                                    | 活動指標      | ■         | 2(2)社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援        |
| 18  | 地域福祉保健計画に関する職員研修の回数  | 市社協<br>健康福祉局福祉保健課<br>区福祉保健課                   | 活動指標      | ■         | 2(3)区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり |
| 19  | 地区社協の構成員割合(団体種別)   | 市社協   | 活動指標      |           | 2(3)区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり |
| 20  | 地区別計画策定・推進組織の設置地区数   | 区福祉保健課  | 活動指標      |           | 2(3)区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり |
| 21  | 多様性理解啓発プログラムの実施回数(当事者啓発事業等)                                | 市社協   | 活動指標      | ■         | 3(1)多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり               |
| 22  | 地域活動への参加のきっかけとなる講座の開催回数                                    | 区福祉保健課<br>区社協                                 | 活動指標      | ■         | 3(2)交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充           |
| 23  | 保健活動推進員、食生活等改善推進員への研修回数                                    | 健康福祉局健康推進課                                    | 活動指標      | ■         | 3(3)つながりを通じた健康づくりの推進                  |
| 24  | 介護予防人材の発掘と支援の実施回数  | 健康福祉局<br>地域包括ケア推進課                            | 活動指標      | ■         | 3(3)つながりを通じた健康づくりの推進                  |
| 25  | つながりを目的とした地域主体の取組数   | 健康福祉局地域支援課                                    | 直接アウトカム指標 | ■         | ①困りごとを抱えた人に気づく機会が増える                  |
| 26  | 災害時要援護者支援の取組を実施している自治会町内会の割合                               | 健康福祉局福祉保健課                                    | 直接アウトカム指標 |           | ①困りごとを抱えた人に気づく機会が増える                  |
| 27  | 把握されている住民主体の交流・居場所の数                                       | 健康福祉局<br>地域包括ケア推進課                            | 直接アウトカム指標 | ■         | ②住民同士の日常のつながりが増える                     |
| 28  | 民生委員の充足率   | 健康福祉局地域支援課                                    | 直接アウトカム指標 |           | ③住民同士が地域課題の解決に向けて話しあっている              |
| 29  | 生活支援体制整備事業 協議体の開催回数  | 健康福祉局<br>地域包括ケア推進課                            | 直接アウトカム指標 | ■         | ③住民同士が地域課題の解決に向けて話しあっている              |
| 30  | 生活困窮者自立支援制度相談者数  | 健康福祉局生活支援課<br>こども青少年局青少年育成課                   | 直接アウトカム指標 | ■         | ④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある              |
| 31  | 子どもに対する生活支援事業の実施か所数  | こども青少年局青少年育成課                                 | 活動指標      | ■         | ④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある              |
| 32  | 社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数                                      | 市社協   | 直接アウトカム指標 | ■         | ④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある              |
| 33  | 自治会町内会圏域内における配食サービスの活動数<br>(社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数)         | 市社協   | 直接アウトカム指標 |           | ④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある              |

|    |   |                        |           |   |   |
|----|---|------------------------|-----------|---|---|
| 34 | 自治会町内会圏域内における食事会の活動数<br>(社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数)       | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある                      |
| 35 | 自治会町内会圏域内における生活を支える活動の数<br>(社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数)    | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある                      |
| 36 | 自治会町内会圏域内におけるサロン・お茶のみ会の活動数<br>(社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数) | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある                      |
| 37 | 相談支援機関における権利擁護の相談件数                                   | 市社協                    | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 39 | あんしんセンター相談件数  | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 40 | あんしんセンター権利擁護事業取扱数                                     | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 41 | 基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する相談件数                            | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 42 | 地域包括支援センターにおける権利擁護相談件数                                | 健康福祉局地域支援課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 43 | 中核機関における権利擁護等の相談件数                                    | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 44 | 成年後見区長申立件数  | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 45 | 成年後見利用支援事業利用数   | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 46 | 横浜市市民後見人バンク登録者  | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 47 | 横浜市市民後見人受任者数  | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる                 |
| 48 | 民間事業者と連携した見守り参加事業者数                                   | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 49 | ヨコハマまち普請事業提案件数  | 都市整備局地域まちづくり課          | 直接アウトカム指標 |   | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 50 | 地区社協実施事業数   | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 51 | 認定就労訓練事業所数  | 健康福祉局生活支援課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 52 | 学校・地域コーディネーターの養成人数                                    | 教育委員会事務局学校支援・地域連携課     | 直接アウトカム指標 |   | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 53 | 地域貢献活動を実施している社会福祉法人数                                  | 健康福祉局監査課<br>こども青少年局監査課 | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 54 | よこはま夢ファンド登録団体数  | 市民局市民協働推進課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 55 | ふれあい助成金の助成団体数   | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ⑥多様な主体による地域活動が広がる                             |
| 56 | 地域ケアプラザ(特養包括含む)が事務局機能を果たしている地域福祉団体・機関とのネットワーク数        | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑦多様な主体が地域課題を共有している                            |
| 57 | 孤立予防対策事業の協力事業者数                                       | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑦多様な主体が地域課題を共有している                            |
| 58 | 民生委員(児童委員)が困りごとを相談されたときの相談先と連絡調整回数(委員相互、その他の関係機関)     | 健康福祉局地域支援課             | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者が1人で抱え込まない) |
| 59 | 近隣の方がごみ出しで困っているときに何らかの対応ができる人が増える                     | 健康福祉局福祉保健課             | -活動指標     |   | ⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者が1人で抱え込まない) |
| 60 | 地域ケアプラザコーディネーター共通研修の受講者数(延べ数)                         | 健康福祉局地域支援課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者が1人で抱え込まない) |
| 61 | 地域ケアプラザコーディネーター共通研修の実施回数                              | 健康福祉局地域支援課             | 活動指標      |   | 2(3)区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり         |
| 62 | 地域福祉保健活動推進の担い手育成プログラム受講者数(延べ数)                        | 市社協                    | 直接アウトカム指標 |   | ⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者が1人で抱え込まない) |
| 63 | 個別課題を見据えた地域支援の検討をした地区別支援チーム数                          | 区福祉保健課                 | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑨個別課題解決の視点を持った地域支援ができている                      |
| 64 | 学校の福祉教育の参加者数  | 市社協                    | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑩多様な立場や背景、価値観の違いを知る機会が増える                     |
| 65 | 福祉のまちづくりの研修参加者数                                       | 健康福祉局福祉保健課             | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑩多様な立場や背景、価値観の違いを知る機会が増える                     |
| 66 | 認知症サポーター養成講座受講者数(累計)                                  | 健康福祉局<br>高齢在宅支援課       | 直接アウトカム指標 |   | ⑩多様な立場や背景、価値観の違いを知る機会が増える                     |
| 67 | 横浜市市民協働推進センター及び区市民活動支援センターの相談件数                       | 市民局市民協働推進課             | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑪幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている   |
| 68 | 市民意識調査(R1問18)市民が地域活動に参加している割合                         | 政策局政策課                 | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑪幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている   |
| 69 | よこはまシニアボランティアポイント活動者数                                 | 健康福祉局介護保険課             | 直接アウトカム指標 |   | ⑪幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている   |

|    |  |                    |           |   |  |
|----|--|--------------------|-----------|---|--|
| 70 | 区ボランティアセンターのボランティア登録者数                                 | 市社協                | 直接アウトカム指標 |   | ⑪幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている        |
| 71 | 区社協に登録されているボランティア団体数                                   | 市社協                | 直接アウトカム指標 |   | ⑪幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている        |
| 72 | 地域ケアプラザに登録されているボランティア団体数                               | 健康福祉局<br>地域支援課     | 直接アウトカム指標 |   | ⑪幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている        |
| 73 | 通いの場への参加率  | 健康福祉局<br>地域包括ケア推進課 | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑫つながりや交流による健康づくりを行う人が増える                           |
| 74 | 横浜市国民健康保険特定健診受診率                                       | 健康福祉局保険年金課         | 直接アウトカム指標 |   | ⑫つながりや交流による健康づくりを行う人が増える                           |
| 75 | がん検診受診率  | 医療局 疾病対策課          | 直接アウトカム指標 |   | ⑫つながりや交流による健康づくりを行う人が増える                           |
| 76 | 健康づくり・保健活動の視点を重視した地域主体の取組数                             | 区福祉保健課             | 直接アウトカム指標 | ■ | ⑬身近な地域に健やかに過ごすための場所や機会が増える                         |
| 77 | 市民意識調査R4問5(近所との付き合い方)で「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した割合     | 政策局政策課             | 中間アウトカム指標 | ■ | (A)住民の支えあいが充実する                                    |
| 78 | 市民意識調査R4問10(満足している公共サービス)で福祉的支援の項目を回答した割合              | 政策局政策課             | 中間アウトカム指標 | ■ | (B)困りごとを抱える人が安心して自分らしく暮らせる                         |
| 79 | 地域とNPO法人、企業等が連携した取組の実施数                                | 区社協                | 中間アウトカム指標 | ■ | (C)多様な主体の連携・協働による、地域課題の解決に向けた活動が充実する               |
| 80 | 住民を含む関係機関・団体の見守り情報共有の場の数                               | 区社協                | 中間アウトカム指標 | ■ | (D)住民・関係機関・団体が連携して、複雑・多様化した課題を抱えた人に継続的に寄り添い、関わっている |
| 81 | 市民意識調査R4問18で「文化の違いや多様性を認め合う風土」／「高齢者や障害者も暮らしやすい」を回答した割合 | 政策局政策課             | 中間アウトカム指標 | ■ | (E)住民が多様性を理解し、尊重し合える                               |
| 82 | 市民意識調査R4問8才(主観的健康観)で「満足」と回答した割合                        | 政策局政策課             | 中間アウトカム指標 | ■ | (F)住民のつながりを通じて健康が増進される                             |

■ 第5期横浜市地域福祉保健計画 評価に向けた調査票(イメージ)

● 回答機関の情報

① 回答機関名

② ご担当者名

③ 連絡先(電話)

(メール)

■ 成果の選択肢(直接アウトカム)一覧

- ① 困りごとを抱えた人に気づく機会が増える
- ② 住民同士の日常のつながりが増える
- ③ 住民同士が地域課題の解決に向けて話しあっている
- ④ 孤立している人が身近な地域でつながる機会がある
- ⑤ 意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる
- ⑥ 多様な主体による地域活動が広がる
- ⑦ 多様な主体が地域課題を共有している
- ⑧ 地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者が1人で抱え込まない)
- ⑨ 個別課題解決の視点を持った地域支援ができています
- ⑩ 多様な立場や背景、価値観の違いを知る機会が増える
- ⑪ 幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている
- ⑫ つながりや交流による健康づくりを行う人が増える
- ⑬ 身近な地域に健やかに過ごすための場所や機会が増える

● 評価期間に行った取組(特に成果があったと考えられるもの)

● 取組の成果と課題

| 取組の名称    | 取組の概要  | 実施状況                             | 取組の成果(あてはまる順に最大3つ) | 成果の具体的内容  | 今後の課題や改善策等           |   |
|----------|--|----------------------------------|--------------------|---|----------------------|---|
| (例) ●●講座 | ●●の向上を目的とした市民向けの講座<br>※概要を簡潔に記載(ヒアリングで詳細をお伺いします) | 区内3か所で年間5回ずつ実施<br>※実施回数や頻度を簡潔に記載 | ➡                  | ① 困りごとを抱えた人に気づく機会が増える<br>※最もあてはまると思うものを1つ選択<br>③ 住民同士が地域課題の解決に向けて話しあっている<br>⑦ 多様な主体が地域課題を共有している | ●●に関する地域主体の活動が盛んになった | 左記地域主体の活動の場を確保することが難しい。店舗に空きスペースの貸出依頼を検討。 |
| 1        |  |                                  | ➡                  |   |                      |   |
| 2        |  |                                  | ➡                  |   |                      |   |
| 3        |  |                                  | ➡                  |   |                      |   |
| 4        |  |                                  | ➡                  |   |                      |   |
| 5        |  |                                  | ➡                  |   |                      |   |
| 6        |  |                                  | ➡                  |   |                      |   |
| 7        |  |                                  | ➡                  |   |                      |   |

|    |  |  |   |  |  |  |  |  |
|----|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 8  |  |  | → |  |  |  |  |  |
| 9  |  |  | → |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  | → |  |  |  |  |  |

※回答欄が足りない場合は、行を追加してください。

●その他、地域や住民に起きている変化(特定の取組と紐づかないもの)

| 変化(あてはまる順に最大3つ)         | 変化の具体的内容 | 今後の課題や改善策等 |
|-------------------------|----------|------------|
| ※変化に紐づく特定の取組があるわけではない → |          |            |
| ※変化に紐づく特定の取組があるわけではない → |          |            |

※回答欄が足りない場合は、行を追加してください。





## 第5期横浜市地域福祉保健計画原案(案) 素案からの主な修正について

パブリックコメントでいただいたご意見等を踏まえて、原案(案)を作成しました。  
つきましては、素案からの主な修正点についてまとめました。

### 1. パブリックコメントでいただいたご意見の反映 (資料1で①(原案に反映するもの)とした項目の再掲)

| no | 意見   | 原案への反映内容  |
|----|--|---|
| 1  | 全体的に和暦と西暦が混ざっているが、役所もそろそろ西暦で統一してはどうか？  | 和暦と西暦を併記する等わかりやすく修正しました。  |
| 2  | 54ページに推進体制が書かれているが、会議だけでは推進できないのではないかと？検討体制なのでは？その後ろの推進の視点も「みんなで協力しよう」という声かけだけではいけないか？みんなで進めるなら市民は何をしなくてはいけないのか？   | 「推進体制」について、具体的な推進方法を記載しました。   |
| 3  | 第5期計画が今までの計画とどう違うのかわからない。どういった違いがあるのか？リーフレットではそのあたりの違いはわからない。最終的にわかるように掲載してほしい。  | 「第4期計画の振り返りと第5期に向けた課題」について、4期計画の最終評価を踏まえて更新し、第5期市計画で打ち出していくものを記載しました。 |
| 4  | シルバークラブの記載が少ないシルバークラブは第一線で見守り、支えあいを組織的にやっている。毎日のように地域の支えあいを実践している。老人クラブの表現がないと張り合いがない。日ごろみんなで汗をかいて活動している。  | 老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。                             |
| 5  | 資料が多い。ポイントを絞ってほしい。一般の人が読みやすい冊子にしてほしい。  | 計画完成時には、わかりやすい概要版の作成を予定しています。   |
| 6  | 文章は素晴らしく良いのですが、多すぎてわかりづらい。市民に浸透するためにはどうしたら良いか。   | 計画完成時には、わかりやすい概要版の作成を予定しています。   |
| 7  | 今後進めていく上で、具体的な取り組みを示して成果を知らせて欲しい。~を推進したとか連携を進めた、とかではなく。  | 計画の評価方法について記載しました。結果を公表します。   |
| 8  | データと現状・課題が結びついている方がわかりやすいと思います。  | 計画原案では、「第2章 統計データからみる横浜市の状況」に現状・課題の説明を加えました。                          |
| 9  | 第5期横浜市地域福祉保健計画の理念や取り組みについて考え方はいいと思います。一般の市民に広く知ってもらったほうがいいと思います。若い世代にも届くように啓発を工夫して欲しいです。   | 計画完成時には、わかりやすい概要版の作成を予定しています。   |
| 10 | 5期の計画全体の具体的な目標をできるだけ具体的な姿でお教えてください。  | 3つの「目指す姿」に向けたロジックモデルを記載しました。  |
| 11 | 老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」を三大活動に掲げ、友愛事業では、見守り訪問や地域での「居場所・たまり場事業」を行うなど、地域ケアの一翼を担う取組を行っていることから、厚労省の地域ケアの資料と同様に、地域福祉保健計画においても記載されることが必要であると考えています。   | 老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。                             |
| 12 | 大都市横浜の地域福祉保健に関することを、このように具体的にシンプルな言葉を使ってまとめてくださってありがとうございます。目指す姿の1・2・3が、市民各々「ありたい姿」になると良いと思います。第5期計画では多様性の部分でしょうか、「インクルーシブ」の単語が出てくるといいなと思います。インクルーシブはまだ日本にとってはなじみのない単語ですが、学校で使われる「分ける」「分けない」の意味ではなく、本当のところは人々の心の中に”認めあい””共に”という気持ちがそなわっているところから始まると思っています。ご検討ください。 | SDGSと地域福祉保健計画の関係性に関するトピックでインクルーシブの言葉を記載しました。                          |

| no | 意見  | 原案への反映内容  |
|----|---|---|
| 13 | <p>15ページ単身世帯の増加について<br/>統計データから見る横浜市の状況で、単身世帯の増加が報告されています。22ページ推進の視点では、「一人ひとりの暮らしに着目して支える」を掲げています。巷では、いわゆる「身寄りなし問題」「お一人様問題」が盛んに言われています。それにも関わらずこの福祉保健計画では、34ページでエンディングノートやあんしんノート等、終活支援、任意後見制度等の自己決定の後押しをする取組の推進と触れるのみです。単身世帯の増加を「身寄りなし問題」の提起として捉え、正面から取組むべきではないのか。<br/>理由：身元保証がなければ、施設入所できない、アパート契約できない、入院できないといった問題が起きています。医療同意、金銭管理、死後対応等が課題となっています。国会では、孤独・孤立対策推進法案が審議されています。これまでの社会設計は、家族のいることを前提にしていたのではないだろうか。「身寄りなし問題」「お一人様問題」は、まさしく福祉保健の社会問題であり、第5期福祉保健計画策定でも早急に取り組むべき施策に位置付けるべきではないか。</p> | <p>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/><b>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</b></p>                         |
| 14 | <p>27ページ身近な地域で支えあう仕組みづくりの全体の方向性について<br/>全体の方向性について、「また高齢化の進展等を見据えて権利擁護を推進するとともに」は、「また高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに」としてはどうか<br/>理由：次に続く&lt;取組&gt;の連携強化・ネットワーク構築や人材育成／体制強化、交流の場の充実の中に認知症や障害のある人とあるからです。また、認知症や障害のある人への取組を権利擁護推進と一括りにするのではなく、生活困窮、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー、子育て支援と横並びで具体的(見える化)にしておくべきではないか</p>  | <p>4章1【全体の方向性】に追加<br/>また高齢化の進展等を見据えて<b>認知症や障害のある人の</b>権利擁護を推進するとともに…<b>そのご家族への支援などにも</b>取り組みます。</p> |
| 15 | <p>34ページ区協議会(成年後見サポートネット)を基盤とした地域における関係機関同士のネットワークの構築について<br/>各区の成年後見サポートネットで行っているのは、単なる事例検討の域を出ず、ネットワーク構築で成年後見サポートネットを基盤とするとは、いささか実態と乖離しているのではないか。真の地域連携ネットワーク構築を主導するのは、個別事例で支援に関わる地域包括支援センターや基幹相談支援センター等でなければなりません。<br/>理由：個別事例支援に機能していない成年後見サポートネットにこだわっているのは、横浜市の独自色を出したいためと言わざるを得ません。横浜市で成年後見制度相談支援機関に位置付けられているのは、区役所の高齢・障害支援課、市社協、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターです。それら機関を中心に据えて、机上論ではない個別事例支援に機能する地域連携ネットワークを構築してください。私たち(法人後見実施団体)は、実際にそのように地域連携ネットワークを構築しています。</p>                               | <p>4章1(3) 取組 連携強化・ネットワークに追加<br/><b>相談支援機関を中心とした、本人に寄り添った身近な地域での権利擁護支援チームの形成</b></p>                 |
| 16 | <p>34ページ権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援について<br/>「権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援」を「権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターの機能強化」としてはどうか<br/>理由15ページ統計データから見る横浜市の状況で単身世帯の増加が指摘されています。あっちこっちで「身寄りなし問題」が叫ばれています。横浜市ではどうでしょうか。それへの対処の施策の一つは、区社協あんしんセンターが実施する日常生活自立支援事業ではないのか。日常生活自立支援事業の以前の名称は、地域福祉権利擁護事業でした。成年後見制度利用促進法の目的は、地域共生社会の実現です。今、地域での区社協あんしんセンターの存在意義が問われています。また区社協は、成年後見制度利用相談支援機関の一つに位置付けられています。現状を見るとその機能強化が必要ではないか。</p>  | <p>【同No13】<br/>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/><b>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</b></p>             |

| no | 意見   | 原案への反映内容   |
|----|--|--|
| 17 | <p>横浜市成年後見制度利用支援事業(申立費用助成、後見人等への報酬助成)の充実・推進を!～お金のない人でも安心して利用できる制度の運用を～</p> <p>低所得の高齢者や知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、国の第二期基本計画において市町村によって実施・運用状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘があります。国のKPIでは、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討するよう求めています。横浜市においても財政的な問題も多々あるかと思いますが、本人申立や親族申立の申立費用及び親族後見人も含めた後見人への報酬、後見等監督人や審判前の保全処分申立で選任された財産管理人への報酬も利用支援事業の対象とすること、生活保護受給者以外の低所得者(ボーダー層)も対象とするなど、可能な限り申立費用や報酬の支払いが困難な人も対象となるよう、対象要件や基準、助成範囲の見直しを抜本的に図ってもらうことを期待します。また、成年後見制度利用支援事業の内容や実施要綱(申請書類のダウンロードを含む)等についても積極的に市のホームページ掲載等により幅広く周知・広報を図ってほしいと思います。</p> | <p>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/> <u>・成年後見制度利用支援事業における、本人・親族申立ての際の費用の検討及び報酬助成についての検討&lt;市・市社協&gt;</u></p>    |
| 18 | <p>33ページ身近な地域における総合的な権利擁護の推進について南足柄市社協では2021年度から、①みまもりサービス、②入院・入所時支援サービス、③保証サービス、④死後事務手続きサービスを行っています。横浜市においても同様の施策をご検討ください。</p> <p>理由:横浜市においても単身世帯の増加(15ページ)、「身寄りなし問題」が指摘されています。身近な地域における権利擁護の推進には、成年後見制度利用促進を含めた総合的な施策が必要です。素案で挙げている本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなげるための仕組みづくり(35ページ)が必要です。南足柄市社協の行うような施策こそが、今、時代・社会が要請する施策と考えます。</p>  | <p>【同No13】<br/> 4章1(3)取組人材育成・確保／体制強化に追加<br/> <u>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</u></p>                      |
| 19 | <p>34ページエンディングノートや終活支援等の自己決定の後押しをする取組の推進について</p> <p>横浜市においても、単身世帯の増加(15ページ)が指摘されています。全国各地で取り組まれているエンディングサポートや終活支援を「身寄りなし問題」として、横浜市でも取り組んでください。</p> <p>理由:全国各地で「身寄りなし問題」への取り組みが始まっています。神奈川県下でも、南足柄市社協のアンカーサポートをはじめ、秦野市社協のエンディングサポート、相模原市社協のみまもりエンディングサポート、川崎市社協の終活支援事業等があります。特に大和市では、大和市終活支援条例を作りおひとりさま政策課を設置、行政として取り組んでいます。この素案でも、終活支援(34ページ)や本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなぐための仕組みづくり(35ページ)が掲げられています。何を為すべきかは既に先行自治体が示しています。基礎自治体最大の横浜市でも、早急に「身寄りなし問題」に取り組むべきです。</p>   | <p>【同No13】<br/> 4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/> <u>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</u></p>                    |
| 20 | <p>災害による被災者の生活自立までの長きに亘る支援活動(発災時、災害ボランティアセンター運営時、その閉鎖後も)は、被災者に対するアウトリーチによる被災者の状況の把握によるきめ細かな支援を継続的に実施することが必須で、その取り組みには多岐に亘る機関、組織、士業、団体などの連携が必要となる活動であることから、地域福祉保健計画に当然含まれるべき内容と思います。</p> <p>また、災害時要援護者(避難行動要支援者)は、平常時から判明している人たちであることから、平常時から取り組む福祉活動です。</p> <p>そういったことから、第5期地域福祉保健計画に当然入るべき取り組みと考えます。</p>  | <p>4章2(2) 取組 連携強化・ネットワーク構築に追加<br/> <u>・災害ボランティアセンターの設置・運営に関する検討やシミュレーション等を通じた、関係機関の連携強化&lt;市・市社協&gt;</u></p> |

| no | 意見   | 原案への反映内容  |
|----|--|---|
| 21 | <p>第4期第5期と地域福祉保健計画が充実していくこと素晴らしいことだと思います。それでもまだフォローできないことがあることも現実だと思います。例えば身より問題。横浜市は成年後見制度でカバーしていますが、制度上の問題で身元保証の問題などはまだ対応し切れていない課題ではないでしょうか。私は地域の民生委員として身元保証の問題で相談を受けました。いつものように区役所の担当につながりましたが、担当から言われたのは、横浜市は制度としてこのことに対応してないのでお答えのしようがありませんと言われました。これを受け今私たちは勉強会を続けています。他都市で独自の取り組みを行っている事例を知りました。皆さんなんとかこの問題に対応しなければと工夫されています。今後ますます高齢化は進み、一人住まいの人は増え、親族との関係を絶つ人が増えると予想されています。横浜市もこの問題から逃げることなく、具体的な取り組みを始めるべきではないでしょうか。横浜市の英断を期待しています。もちろんそこには私たち地域で活動する民生委員も地域全体を支え合う担い手の一人として活動していく覚悟です。</p>  | <p>【同No13】<br/>4章1(3) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/><b>・身寄りのない高齢者への支援策の検討&lt;市・市社協&gt;</b></p> |
| 22 | <p>ヤングケアラー同様、ダブルケアについても、もっとお考えいただきたい。</p>  | <p>ダブルケアについても、全体的に複合的な課題の例の一つとして記載しました。</p>   |
| 23 | <p>・横浜市の老人クラブ(今年4月現在、1404クラブ、会員数86,670人)は、三大運動である「健康・友愛・奉仕」の活動を積極的に進め、人と人とのつながりを大切に、自分自身の心身の健康にも気を配り、活力ある地域社会づくりに取り組んでいます。(横浜市老人クラブ連合会HP 理事長挨拶)</p> <p>・三大活動の一つである「友愛活動」は、昭和56年に横浜市が「老人福祉推進員制度」を設け、平成8年に「友愛活動推進員」に名称変更し、平成22年に廃止されるまで、市長から委嘱された「推進員」が、約30年の長い間、訪問、見守りなどの活動に取り組んでいました。その後も、引き続き、老人クラブの三大運動の一つとして、安否確認を含め、①訪問、②見守り、③外出支援・日常生活支援、④居場所・たまり場づくりの4つの活動を市内各地域で行っています。</p> <p>・平成22年度から、市長委嘱の活動ではなく、老人クラブの事業と、その位置づけは変わりましたが、友愛活動が地域ケアの一翼を担う活動として行われていることに変わりはありません。</p> <p>・人生100年と言われる中で、今後ますます高齢者が福祉の担い手として期待されるとともに、老人クラブの友愛活動も、民生委員や他の地域の方々と手を携えて、支援を必要とする在宅高齢者の暮らしを支えていくことが必要になると考えます。</p> <p>・因みに、厚生労働省の資料「地域包括ケアシステムの構築について」では、老人クラブが自治会、ボランティア、NPOとともに、「生活支援・介護予防」の担い手として位置づけられています。</p> <p>・計画素案では、「地域における健康づくり」の項で、老人クラブをとりあげていただきましたが、老人クラブが行う友愛活動についても、ご一考いただけると幸いです。</p> | <p>老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。</p>  |
| 24 | <p>高齢者の割合が増える中で、「2地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり(1)地域における組織・団体の体制の強化」に自治会町内会の次に老人(シニア)クラブを加え、高齢者に自覚を促す必要があるのではないかと思います。</p>   | <p>老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)が関わる取組をトピックスで記載しました。</p>  |
| 25 | <p>連携と言っても、民生委員に頼りすぎている感じがします。民生委員のなりても少なく、結局誰にも頼れず、孤立してしまうケースが多い。市民に丸投げしないで欲しいです。</p>   | <p>4章2(1) 取組 人材育成・確保／体制強化に追加<br/><b>・各種地域活動の負担軽減に向けた支援&lt;市&gt;</b></p>                 |
| 26 | <p>口腔の健康は健康増進、健康寿命の延伸に大きくかわるので、特定健診やがん検診等と同様に定期的な歯科健診の具体的な役割を記載した方が良い。</p>   | <p>4章3(3)取組 情報発信・啓発に記載<br/><b>・生涯にわたって健康な歯・口腔を維持するため歯科健診の定期的な受診の勧奨&lt;市&gt;</b></p>     |

## 2. その他の修正点

- ・ (全体) 誤字・脱字の修正、文章の校正、「トピックス」の追加、各取組に関連する<指標>の追加
- ・ 2章3 「横浜市のこれまでの取り組み」を2章2に移動し、サブタイトル「包括的な支援体制を見据えて」を追加し、内容修正
- ・ 第2章4 「第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント」を最終評価を踏まえて更新
- ・ 第3章3 「目指す姿と取組のつながり」を追加
- ・ 第4章1(1) <取組> 人材育成・確保／体制強化に追記  
「地域活動に幅広く活用される、誰でも参加できるといった特徴を生かした共同募金の拡充<市社協>
- ・ 第5章3 「計画の評価方法」を追加
- ・ 巻末に「資料編」を追加

## 区地域福祉保健計画策定・推進指針検討会の進捗報告について

2026～2030（令和 8～12）年度において区単位で取り組む第 5 期区地域福祉保健計画の策定作業に向けて、第 4 期区地域福祉保健計画策定・推進指針を改訂し、「第 5 期 区地域福祉保健計画策定・推進指針」（以下、「指針」という。）を令和 5 年度中に作成します。

指針の作成にあたり、区役所各課、区社会福祉協議会、地域ケアプラザの職員を委員とする検討会を設置しています。検討会は、指針全体の内容等の整理・確認を行う「全体会」と、特に記載内容の検討が必要な項目について、現場からの御意見をいただく「作業部会」で構成し、議論を進めています。ついては、各会の進捗状況について御報告いたします。

| 全体会（第 1 回） |   |
|------------|---|
| 日時         | 令和 5 年 10 月 16 日（月）10 時から 12 時まで                  |
| 検討内容       | ○指針の作成について<br>○指針の骨子案について                         |
| 第 2 回の予定   | 日 時：令和 6 年 2 月 29 日（木）<br>検討内容：作業部会開催報告<br>指針原案確認 |

| 作業部会：地区別支援チームの総合力の発揮について（第 1 回） |  |
|---------------------------------|--|
| 日時                              | 令和 5 年 11 月 2 日（木）13 時 30 分から 15 時 30 分まで  |
| 検討内容                            | ○総合力が発揮される背景や課題感を踏まえ、地区別支援チームに期待される役割や機能について<br>○上記の実現に向けて必要とされる視点や仕組み、具体化に向けた働きかけについて |
| 第 2 回の予定                        | 日 時：令和 5 年 12 月 15 日（金）<br>検討内容：1 回目の続き、指針への記載の仕方について                                  |